
平成29年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成29年6月23日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成29年6月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 中村 満男君	産業建設部長 …… 池元 恭司君

健康福祉部長	……………	平田 勝宏君	環境生活部長	……………	佐々木義光君
久賀総合支所長	……………	藤井 正治君	大島総合支所長	……………	古崎 敏雄君
東和総合支所長	……………	山崎 実君	橘総合支所長	……………	林 輝昭君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	木村 秀俊君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。平野議員から遅参する旨の通告を受けております。6月21日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入る前に、6月21日に議決しました議案第3号の質問への答弁に訂正があるとの申し出がありますので、発言を許します。池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 失礼します。産業建設部長の池元です。

本定例会初日、6月21日でございますが、議案第3号町道路線の認定についての明神松水福線の質疑の中、田中議員さんの質疑に対し、避難所の名称、常照寺ということで私申しましたが、龍泉寺の間違いでございました。訂正しておわびします。

議案書つづりは32ページのところでございますが、その地図を見ながらしゃべったものですから、ちょっと間違えてしまいました。大変申しわけございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は4名であります。通告順に質問を許します。3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） おはようございます。3番、吉村忍でございます。本日は発言の機会をいただき、まことにありがとうございます。初めての一般質問であります。どうぞよろしくをお願いします。

今から9年前のことでありますが、私は、椎木さんを町長にする団塊世代ジュニアの会という、当時の椎木候補の支援団体の代表として、後援会活動や選挙運動のお手伝いをさせていただきました。その経験が、町議会議員を志すきっかけの一つとなり、今この場所に立つことができているものと思っております。

椎木町長が目指されます、誰もが主役になれる町、そして幸せに暮らせるまちづくりの実現に

向けましての財政の健全化、定住対策、防災対策、健康づくり、鳥獣害対策を、椎木町長がモットーとして掲げておられます、真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に推し進めていただきたく、私も微力ながら、使命感、責任感、そして情熱を持って応援させていただきます。

それでは、通告をさせていただきました3項目について質問をさせていただきます。

最初に、B&G海洋センタープール温水化についてであります。

本件は、平成28年7月13日に、当時の周防大島町小中学校PTA連合会長より椎木町長に要望書として提出され、熟慮の上、平成29年3月に非常に難しいと判断せざるを得ないと御回答をいただいている件であります。

一度は諦めた件ではありますが、本年3月議会におけます、先輩議員からのB&G海洋センター体育館空調設備事業に関する御質問に対しまして、椎木町長の御答弁の中に、B&G財団は要望をよく聞いてくれるという御発言がございました。まさに、この一言に希望の光を見出したところであります。

私も、町から助成金をいただいて活動しております、スポーツ少年団の東和スイミングクラブに指導者として携わっておりますが、東和中学校のプールが使用できます7月から8月を除く10カ月間は、東和地区から約1時間もの時間をかけ、往復2時間という遠方の柳井市のプールまで行き活動しております。

現在、東和スイミングクラブに所属の小中学生は20名を超え、未就学児、高校生、社会人、また柳井市内の小学生も希望し活動に参加してきておりますので、総勢40名を超える大きなクラブとなっております。今では周防大島町のスポーツ少年団の中では、サッカーやソフトボールよりも参加人数の多い団体となっております。

この大人数で、柳井市のプールで毎週金曜日の18時30分から20時30分まで、プール内の3レーンをお借りし活動を行っているわけではありますが、活動が終わり、子供たちが自宅に帰れる時間は22時です。子供たちにとっては大変なことです。さらには、送り迎えの保護者の方々には、もっと大変な思いをされていると思っております。

そんな状況にもかかわらず、子供たちは毎週休まず活動に参加し、水泳を本当に楽しんでおります。さらに、所属人数は増える一方で、入団の相談も多数あるのが現状であります。その上、3月には、当クラブで将来オリンピック出場を目指し頑張っている、当時小学4年生の選手が全国大会に出場を果たし、彼女が2分の1成人式で発表してくれた、オリンピック選手になって家族を喜ばせたいという夢を、夢ではない、かなえ得る目標に近づけているところであります。

また、本年度の新規採用の町職員に山口県のトップの選手が採用されており、周防大島町の水泳を取り巻く環境は、本要望書の提出の際と比べますと、さらに上向いております。

さらに、東和スイミングクラブについてであります。東和地区の有志の方々が、子供たちの

水難事故をなくしたいという思いから、東和地区で小学生を対象に水泳教室を始められ、今日に至るまで30年以上続けられており、このことで山口県知事、さらには当時の日本水泳連盟会長で、現在のスポーツ庁長官から表彰を受けた実績もあります。

私ごとでまことに恐縮ではありますが、私自身も幼い弟を水難事故で亡くしております。この一般質問の通告をさせていただいた日が、まさに弟の命日でありました。そういう経緯もありまして、東和スイミングクラブの子供たちの水難事故をなくしたいという趣旨に賛同し、参加させていただいているところであります。

当プールの平成27年度の利用者が500人程度で、利用料収入が3万9,070円しかなかったというのは存じておりますが、これは水温が極端に低い、これが主要因だと思っております。

私たちもこの年、当プールで活動をさせていただいておりましたが、子供たちは数分もすれば唇を真っ青にして震え上がり、全く水泳の練習にならず、当プールでの活動を断念した経験があります。

光市の山口県スポーツ交流村には同規模のプールがありますが、屋内温水プールで宿泊棟もある関係で、県内各地、さらには県外からも多くの学校や団体が合宿地として利用されているそうです。

当プールも温水化を実現しグリーンステイながうらと連携すれば、多くの合宿も見込め、交流人口の増加にもつながるのではないかと思っております。

また、健康づくりのため、温水プールを求めて柳井市のプールに通われていらっしゃる多くの周防大島町民の方々も、わざわざ柳井市まで行く必要もなくなり、買い物や食事を柳井市ですることも減り、町内で買い物をする回数も増えるのではないかと思っております。

また、現在、中学校統合についての協議が進んでおりますが、現在の2校案となりますと当プールは両校の中間に位置するため、両校に水泳部の新設も可能となり、統合問題へのデメリット解消の要因の一つになるのではないかと思っております。

また、大島商船高等専門学校に水泳部がありますが、温水プールがなく練習に困っていると聞いております。

ここで、水泳についての興味深いアンケート結果がありますので御紹介させていただきます。東大生の習い事ランキングというものが発表されておまして、その第1位が何と、水泳という結果が出ており、東大生の約6割が水泳を習っていたということになるそうです。さらに、水泳は脳の空間認知能力を鍛え、図形に強くなるという研究結果もあるようです。

余談ではありましたが、現在、B&G海洋センタープールは屋根のついた全天候型の能力を十分に発揮できていない状況であります。財政事情厳しい折、非常に難しいことは承知の上ではありますが、周防大島町の小中学生をはじめとし、多くの周防大島町民のスポーツ活動の推進及び

健康づくりのため、1年を通して周防大島町内で水泳ができるよう、周防大島町B&G海洋センタープールの温水化を求める要望について、いま一度御検討をいただき、実現の方向へ御尽力いただけないかお伺いいたします。

B&G財団と椎木町長の間には、強い信頼関係が築かれているとお察しするところであります。4月にB&G財団から2,580万円の助成決定通知書をいただいたばかりではありますが、どうぞよろしく申し上げます。

次に、子供たちの地域での生活をより安全で楽しいものにするについてであります。

去る5月19日に行われました、城山小学校区内の方々との触れ合いの会に私も御案内いただきましたので、今回初めて参加させていただきました。この会は、いつも見守ってくださる地域の方々と触れ合う活動をすることで、より親しみを持ち、地域での生活をより安全に楽しいものにするを目的として行われているということでもあります。

内容につきましては、船越、外入、沖家室、下田というふうに各地域に分かれまして、登下校時の危険な場所について児童とその地域の方々が話し合い、危険な場所を地図に書き込み発表するというものであります。

そして、船越地区児童代表の発表におきまして、船越バス停付近は登校時、交通量が多く危ないので、横断歩道が欲しい。さらに、外入派出所から外入漁港の入り口までの道路がとても狭く怖いので、広くしてほしいという発表がありました。

この児童からのお願いを聞いたとき、同地区に住む私は、まさにこの児童の言うとおりと感じた次第であります。船越バス停付近は通学時間帯には交通量が多く、外入方面からは下り坂になっているため猛スピードで車が通過します。朝のごみ出しに行かれる地域の方々も、横断するのに困難な状況であります。外入派出所からの道路は片側交互通行のように本当に狭く、車がすれ違う横を児童たちが登下校している現実には、いつ事故が起きても不思議ではありません。

そこで、船越バス停付近に児童たちが望む横断歩道の設置と、外入派出所から外入漁港入り口までの道路を児童たちが安全に登下校、さらに地域での生活をより安全で楽しいものにできる方法を御検討いただき、事故が起こらないうちに早期に実現できないかお伺いいたします。

最後に、橘総合センター駐車場の冠水についてであります。

昨年6月22日11時40分ごろに集中豪雨があり、橘総合センター駐車場が水没し、近隣住宅が床下浸水寸前になっている光景を偶然目撃しました。私は安下庄出身でありますので、このような光景をこれまで何度も目撃したことがあります。

先般、近隣住民の方とお話をさせていただく機会を得た折、先月も夜中に大雨が降った際に、また冠水するのではないかと恐怖を感じ、ただただ祈ることしかできなかったというお話をお伺いしました。

この付近の排水状況はとても悪く、大雨の際にはエンジンポンプを手動で始動させ排水させるシステムと認識しております。橋総合センターは、災害時等には避難所に指定されていますが、避難した場所で災害に遭う可能性があるのではないかと心配しております。

そこで、現在、誰がどのような判断でエンジンポンプを稼働させ管理しているのか。また、現在の管理体制で今後冠水を防ぎ、近隣住民の安全と財産を守ることができるのかお伺いいたします。

以上、3項目について、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問ありがとうございます。

吉村議員さんの、B&G海洋センタープール温水化についての御質問にお答えいたします。

一般質問通告書にもございますように、平成28年度に周防大島町小中学校PTA連合会長より、本件に係る要望書が提出され、町といたしましては財政事情厳しい今般、膨大な経費が発生することや費用対効果から見ても、本町海洋センタープールを温水化することは非常に厳しいと判断せざるを得ないことを御理解くださいという旨の回答をいたしております。

回答に至る経緯としては、ソーラーシステムとボイラーの併用により、平成6年度に温水化した徳島県海部郡美波町由岐B&G海洋センタープールと、平成9年度に温水化した愛媛県今治市朝倉B&G海洋センタープールに問い合わせ、施設整備事業及び年間維持費等の資料収集、行いました。

それによりますと、徳島県海部郡美波町由岐B&G海洋センタープールにおきましては、施設整備事業費は約7,500万円、そのうち補助対象経費は約4,500万円で、補助金交付決定額は約2,100万円、一般財源は約5,400万円となっております。

また、平成27年度の年間維持費につきましては、ボイラー灯油代が約320万円、これ以外に、春秋冬には、採暖室、低温サウナ室の利用に係る維持費、電気代も別に発生しております。平成28年度の利用者は約9,500人で、温水化の効果として、利用者は微増との回答を得ております。

愛媛県今治市朝倉B&G海洋センタープールにおきましては、施設整備事業費は約7,200万円、そのうち補助対象経費は約6,500万円、補助金交付決定額は約2,300万円、一般財源は約4,800万円となっております。

また、平成27年度の年間維持費につきましては、ボイラーA重油代が約460万円かかっております。平成28年度の利用者は約3万4,000人で、こちらの施設も温水化の効果として、利用者は微増との回答を得ております。

本町における平成28年度のB&G海洋センタープールの維持管理経費は、町職員人件費を除

く事業費が約170万円、年間利用者数は、7月から9月の一般開放期間3カ月で1,699人となっております。

なお、近隣の温水プールで、岩国市にある周陽環境整備組合のごみ焼却熱を利用したグリーンオアシスは、平成28年度の指定管理料が約4,300万円、利用者は約4万4,000人、光市にある県のスポーツ交流村は、指定管理料が約9,600万円、利用者が約4万4,000人、柳井市のウェルネスパークは県が建設し、柳井市における指定管理料が約5,300万円、利用者が約2万8,000人となっております。

周防大島町の水泳界の未来を担う子供たちが、指導者とともに懸命に取り組む姿は頼もしい限りではありますが、参考とした施設との温水化に係る事業費、年間維持費、事業効果については単純比較はできないものの、相当な財源が必要であることは確かであります。利用者増による事業効果とのバランスを考えますと、現況において、本町の海洋センタープールを温水化することは非常に難しいと判断するところであります。御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、子供たちの地域での生活をより安全で楽しいものにするについての御質問にお答えいたします。

全国では、歩道を歩行中の集団登校の列に車が衝突するなど、登下校中に被害に遭う交通事故が発生しておりますが、本町では児童生徒の登下校における安全確保については、保護者やボランティアの方の力を借りながら、効果的な見守り活動を進めているところであります。おかげさまで、町内では多くの方の見守りにより大きな事故は発生しておりません。

児童生徒の安全確保は学校運営における重要な課題であり、通学路の安全確保につきましては従来から各学校が危険箇所リストを作成し、教育委員会においても、建設課、県土木事務所、警察等の関係機関と連携を図りながら、対策方途を協議しているところでございます。

本年度からは、平成27年3月に策定されました通学路交通安全プログラムに従い、各校区で教職員、保護者、地域住民の方々の意見を聞きながら合同点検を行い、そこで作成された危険箇所リストをもとに、夏季休業中を目途に関係機関の合同点検を実施して、それぞれの箇所の対策メニューを検討していく予定にしております。

議員さんの御指摘にある船越バス停付近の道路、外入派出所から外入漁港入り口までの道路は県道橋東和線であり、そこを毎日通学路としている児童は現在5名となっておりますが、最初の船越バス停付近の道路に横断歩道を設置することについては、本年度に入り、地元のボランティアの方からも、登校時の通行量はそんなに多くないものが見通しがよい分、車のスピードも速く、児童の横断に危険を感じることもあるとの御意見もいただいております。本年度の危険リストの該当箇所に上げ、教育委員会からも関係機関の方に協議をいただくよう進めたいと考えております。

次に、外入派出所から外入漁港入り口までの道路の拡張、歩道設置につきましては、既に通学路の危険箇所リストに上がっており、関係機関における合同点検箇所の対象となっておりますが、教育委員会からも継続して協議をいただくよう要望してまいります。

教育委員会における通学路の危険箇所に対する早急な対応としては、引き続き重点的に交通安全に取り組む場所としての認識のもと、学校に交通安全教育等のソフト対策を進め、児童生徒の安心安全な確保に努めることとしております。

次に、橋総合センター駐車場の冠水についての御質問にお答えいたします。

橋総合センター駐車場は、元安下庄中学校のグラウンドでありましたが、土地が低いため、当時から周辺地域の遊水池としての機能も果たしておりました。現在の総合センター駐車場整備の際には、その役割を維持する必要があるため、若干の嵩上げをしておりますが、大雨時には周辺地域の冠水による被害を減少するため、遊水池としての機能を維持しております。

このため、側溝からの排水機能を超えて駐車場に雨水が溜まった場合には、その状況に応じ、水中ポンプによる排水が必要となっております。ポンプ稼働につきましては、大雨警報が発令された場合には、夜間、土日、祝日も教育委員会の職員が総合センターで待機し、駐車場に溜まる雨水の量を確認しながら、状況に応じてポンプアップ排水をし、溜まった雨水をグラウンド西側の川に排水をしております。昨年度は延べ3日間、ポンプを稼働しております。

教育委員会といたしましては、今後も大雨時における周辺地域の被害軽減のため、駐車場は冠水しても遊水池としての機能は維持して、教育委員会職員によるポンプの稼働について対応を継続していきたいと考えております。

以上で、吉村議員さんの御質問に対するお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） まず、プールの件ですが、非常に難しいということでありました。

また今後も、選手を育てて有名な選手が出た、周防大島町から有名な水泳選手が出た、そのときに、その選手は柳井市で練習をしているということにならないよう、また引き続き粘り強く要望していきたいと思っております。

プールの件は、いろいろお調べいただきありがとうございました。

次に、子供たちの生活をより安全に楽しいものにするということについてであります。教育委員会のほうからも要望を出していただいているということで、ありがとうございます。

実は6月、この通告書を出した後なんです。6月9日午前7時30分、東和地区内の別の場所なんです。中学生が道路から県道なんです。約1.5メートル下に、溝に自転車ごと落ちるという事故がありました。

この場所は同じ県道なのですが、東和病院から船越のほうに約200メートルぐらい行った地点であります。ここも船越自治会から何年にもわたって要望を出しているところではありますが、実際に事故が起きております。幸いにも、すり傷と提出するノートが水没した、これだけで済んだんですが、約1.5メートルあるところに自転車ごと落ちたということなので、ぜひとも早期に、先ほどの件も含めまして実現をお願いいたします。

船越はたった5人の子供ではありますが、大切な大切な子供たちです。ぜひともよろしく願いします。

済みません、お願いばかりで申しわけないんですが、3点目の橋総合センターの駐車場の件なんですが、教育委員会の職員の方が待機してポンプを稼働させているということですが、実際、私がお聞きしたところによりますと、実質お一人の方が管理されていますね。ということなんですが、まず、このお一方がもしその場に居合わせなかったり、夜中、自宅から出てこれないというケースもあると思います。

そのような場合はどのようにポンプを稼働し、たしかガソリンが2時間か3時間しかもたないと思うんですが、誰がガソリンを補給し管理をしていくのか、お考えがあれば教えてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼いたします。御指摘のとおり、教育委員会職員ということではございますが、実質的には嘱託職員ということでございます。

当然、先ほど申しましたように、警報等が出たときには嘱託職員の待機状況を見まして、教育委員会内部で早急な対応ができるようにという連携のほうは、今後もとっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、吉村議員さんから橋東和線の改修工事の、その部分は今、外入の駐在所のところから外入漁港の間がということでございましたが、この間はまさに県道でございまして、県道橋東和線というルートでございまして、安下庄の安高から油宇地区までをつながっている、本当に長い一般県道でございます。

県の土木のほうには、これらの全ての橋東和線の改修については、毎年ずっと要望をいたしております。当然ながら、県のほうでは、やはり交通量の多いところ、必要度の高いところ、危険度の高いところからやっていくというのが手法でございまして、しかしながら、安高から油宇までを全てできるわけじゃありませんので、当然、危険な分野からやっていくということでございまして、今、御指摘のありました、外入の駐在から外入の漁港までの間については、教育委員会のほうからも既に県の土木のほうにも要請をいたしております。

しかしながら、今申しましたように、あれだけの区間でございます。そしてまた、さらには大島環状線、それからほかにもたくさんの一般県道がございまして、なかなか県のほうの今の財政状況からして、この区間だけをとということがなかなか難しい状況があるということで、私たちも何年にもわたって、県道の部分的部分的な改修についても要望を毎年出している状況でございます。

これからもそういう特に危険な分野について、緊急度の高いところをぜひとも施工していただきたいということは申し上げていきたいと思っております。

もう一つ、下田口から船越までの間でございますが、これは特に東和病院から船越から外入の分かれるところ、この3差路までの間に大変狭隘なところがございまして、これも、もっともっと前から、こちらのほうもずっと要望は出し続けておるわけでございますが、例えば道路をつくるときに、何がネックになっているのかと言いますと、やはり一つには、やっぱり予算のことがございます。

そしてまた、予算が潤沢にあれば、あっちもこっちもということになるんですが、当然ながら県のほうとすれば、やはり限られた予算の中でということになりますので、全てを対応できないということが一つあります。

もう一つは、用地がいるわけございまして、用地が協力がいただかなければ、いかに予算をつけようとしても道路はできないということになりますので、これらの総合的な判断、そしてまた全体的な協力関係の中で改修ができるということでございます。

今、東和病院と船越の間については相当進んでおまして、地権者のほうとも話が進んでおるといふふうに聞いておりますので、いずれにしましても、そういう危険箇所はできるだけ改修をしていきたいと、そういうふうに要望していきたいと思っておるところでございます。

もう一点、橋総合センターの駐車場の件でございますが、橋総合センターの駐車場は、昭和の代から安下庄中学校が新しい中学校に移転する以前のころから、ずっとこの間は、周辺の民家の方々と大変大きなずっと問題を抱えておるところでございますが、安下庄中学校が新しい校舎に移転して、その残りの土地を、残地の部分を今度は道路とそして橋総合センターにいろいろ再編したわけでございますが、そのときも当然ながら、もう少し嵩上げをしたいということがございまして、いろいろ協議をしたわけでございますが、近隣の周辺の住宅の皆さん方からすると、あっこがざっと1メートル上がってしまうと、今度はそこに降った水は、民家のほうに全部あふれてしまうということがございまして、そして、それがじゃあ、きちんとすぐに排水できるかと言いますと、すぐ西側にある河川は実は天井川という形になっておまして、どうしても時間をかけて排水しなければできない。

そうしますと、やっぱり周辺の民家の方々にご迷惑はかけられないということで、あこの駐車

場は、大雨時には駐車場を閉鎖するという形で、むしろ遊水池のような使い方をして、周辺の近隣の住宅地の冠水を守るというふうな状況になっておるということでございます。

そこで、当然ながら、ある程度は駐車場を水没させて遊水池として使い、そしてまた、それ以上になると排水をするということですが、排水をするといってもポンプですから、それ一遍にドンと出るわけじゃありませんので、時間がかかるということになります。

そしてまた、先ほどお話がありました、近隣の方々が床下浸水になるんじゃないかというふうなお話があったということですが、南側の住宅地というのは、たしか1メートルちょっと高くなっておりまして、そして北側のほうの住宅地では道路もあって、最近私たちが聞いている話では、その住宅がつかったというようなことは、最近では聞いていないと思います。

そして、どうしてもそれが、もっともつつかるんだ危険なのだとということになれば、どうするかと言えば、やはりポンプの能力を上げるということになると思いますが、それはこれから状況を見ながらということになると思います。

いずれにいたしましても、遊水池だから近隣まで影響が及ぶということになれば、それは当然ながら排水を十分していく。今の排水のポンプの能力で足らなければ、その容量を増やしていくということを考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。県道の件は、私がお願いしたのは、外入漁港の入り口からの道路を児童たちが安全に登下校ということでございます。

あそこは立ち退き等が必要になりますので、必要に応じてバイパスと言いますか、通学用のバイパスですね。裏道を通って、危ない道を通らずに行ける方法がないか、御検討をいただけると幸いです。

それと橘総合センターの、今、町長からお話をいただいたんですが、これが昨年6月22日の11時45分の写真がここにあります。道路がありまして、向かい側に自動販売機が2台ある家があると思うんですが、自動販売機のとこまで実際これが水が溜まっておりまして、まさにもう床下浸水寸前でございます。

ちょうどこの時間、総合センター内で何か行事があったようで、ポンプを管理する職員の方が、この時間外を見ていなかったということで、こういう状況になったということでもあります。

ということでございますので、ぜひともほかの部署も通じて、しっかり近隣住宅に被害が及ぶことのないように、管理体制を徹底していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 最後要望でいいですか、答え要りませんか。はい。

以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、6番、吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 6番、吉田でございます。

今回は保育料の無料化とごみの不法投棄対策についてお尋ねいたします。

まず、保育料の無料化についてお尋ねいたします。

既に保育料の無料化については、同僚議員からも、さきの定例議会において一般質問しております。また、議会地域活性化特別委員会からも、町長へ保育料の無料化について申し入れを行っておりますが、今後の財政状況を勘案し検討をいたしますとの報告をいただいております。

現在、本町では、同時保育所に入所園児の場合、2人目以降は保育料が無料になっておりますが、同時入所要件を撤廃し、1人目から保育料の無料化をして、もっと子育て支援の充実を図る必要があると思います。

政府は今月の9日、臨時閣議で経済財政運営の指針、骨太方針案と成長戦略、未来投資戦略を閣議決定されました。この中で、幼児教育と保育の早期無料化を打ち出しており、財源は年内に結論を出すと言われております。国は、これまで第3子以降が無償の対象でありましたが、第2子以降までに広げております。

また、市町村など各自治体におきましても、積極的に幼児教育の無料化に取り組む動きが全国的に活発化してきております。

本町においては、少子高齢化対策が急務となっております。充実した子育て支援策によって人口流出に歯どめをかけ、子育て移住促進につなげなければなりません。

国会では、子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育、保育、地域の子供・子育て支援に共通の仕組みを定める子ども・子育て支援法に基づき、周防大島町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

この計画では、平成27年度から5年を1期とし、みんなで育てる笑顔いっぱい元気な子を基本理念に掲げ、次世代を担う子供たちが、元気いっぱい笑顔にあふれ、社会全体で子供と子育てを全力で応援するまちづくりを目指しております。

保育料の無料化政策を目指すものとして、1つ目は、未来の投資と将来の日本を支える子供たちへの投資であります。2つ目は、女性の活躍支援と安心して子供を育て、預けられる環境を整えることでもあります。3つ目は、定住のまちづくりの実現と子育て世代に優しい政策を実現し、定住を促進することで、活力と希望のまちづくりの実現を目指すものであります。

本町は、社会全体で子供と子育てを全力で応援するまちづくりを目指しております観点からも、保育所同時入所要件を撤廃し、1人目から保育料を無料化した場合、年間負担額は幾らになりますか、お伺いいたします。

なお、保育料の無料化には財源が必要であります。他の自治体では、公立保育所の民営化・廃止について、民間にできることは民間でという考え方に沿って、公私の役割分担をさらに推し進め、一般財源の経費を捻出し、保育料の無料化に取り組んでいる自治体があります。

本町では、現在、公立の久美保育所と蒲野保育所に保育所運営費として、本年度予算に約9,000万円を計上しております。この公立保育所運営経費約9,000万円の財源をもとに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を育てる環境づくりを推進するためにも、私は公立保育所の民営化・廃止によって捻出された一般財源を確保し、保育料の無料化の実現をお願いするものであります。

つきましては、第1子以降の保育料の完全無料化の取り組みについて、町長の建設的な御見解をお伺いいたします。

次に、ごみの不法投棄対策についてお尋ねいたします。

ごみの不法投棄は、大規模農道、農地保全道脇の荒廃地や国道437号線のパーキング等で多く見受けられます。不法投棄された生活ごみや粗大ごみが年々増加しており、地域の大きな問題になっております。

ごみの処理経費の節減などを理由に、一部の心ない人によるごみの不法投棄は、後を絶たない状況にあります。不法投棄されたごみはそのまま放置されると、自然や環境を壊すだけでなく、水質や土壌を汚染し、悪臭、害虫の発生は衛生面にも悪影響を与え、これらの撤去費用は財政面に大きな負担を強いられることとなります。

国道437号線の大崎鼻周辺にありますパーキングには、「ごみを捨てないでください。ごみ捨てが続く場合、このパーキングは閉鎖します」と大きな看板が出ております。ごみ捨てなど、ルールを守れないマナーの悪い人も見受けられますが、これらは個人のモラルに頼らざるを得ないところもあります。

また、瀬戸公園前の国道沿いに、バスを倉庫がわりに利用していたバスが老朽化し、周防大島の玄関口であり、周辺的美観を損ねているので、バスを撤去できないかとの住民の皆さんから多くの相談を受けておりましたが、ことしの2月に土地所有者の御理解をいただきまして、バスを解体し撤去することができました。老朽化したバスを撤去した跡地には、美しい三蒲を創る会のメンバーによって、桜などを植栽し、きれいに整備されております。

本町では、観光客1万人を目指して、各種のイベント等を開催しております。しかし、一方、ごみの不法投棄は観光客に大島のイメージダウンにもつながりかねません。そこで、ごみの不法投棄の未然防止と撲滅を図る取り組みについてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの御質問にお答えをしたいと思いますのですが、まず保育料の完全無料化ということで、大変、要望議論が荒っぽいというふうに感じておるわけでございますが。

先ほどの御質問の中にもございましたが、これまで第3子以降が無償化であったものが、第2子まで広げられておりますというふうな御質問の中に言葉がありました。実は、第2子まで全て広げておるわけじゃ全くなくて、全て所得制限がかかっておるわけでございまして、例えば、第2子が住民税非課税世帯についてはとか、例えば、その次の段階であれば、所得360万円以下であればとかというふうな所得制限がかかって、今までの3子もそうなんです。政府が全体にかぶすときは、やはり高所得者ではなくて、低所得者を対象に無償化をしていこうということが、まず一番の基準だろうと思います。

今いろいろ議論されております全体を、幼児教育を全部が無償化しようという話は別なんです。そういうことがありますので、ちょっとそこら辺も加味しながら答弁をしたいと思いますというふうに思っております。

以前にも、他の議員からも、保育料を全て無償化すればというふうな御提言もいただきました。また、地域活性化特別委員会からも、以前このことについて御提言をいただいておりますが、いずれのときも全て私どもが答弁をいたしておりますが、それはやはり、もともになる財源がきちんと確保できるかどうかということが一番の要因だというふうにお答えをしているわけでございます。

吉田議員さんの質問にお答えしたいと思います。本町の保育料の軽減対策でございますが、従来の町単独によります減額、そして県の制度を活用した多子世帯、人数が多い子供さん、子供さんの数が多い多子世帯の保育料等の軽減事業、これらを実施し、段階的に保護者の負担軽減を図ってきておるところでございます。

平成28年度からは、年収360万円未満の低所得者層の軽減が始まりました。そして、平成29年度も、国の保育料負担軽減拡充政策によりまして、町民税非課税世帯の第2子以降が無料化されました。

また、年収360万円未満のひとり親世帯については、軽減額がさらに拡充されたということございまして、一遍にバサッと来るんじゃなくて、少しずつ少しずつ低所得者に向けて拡充がされておるということでございます。

町単独の取り組みといたしましては、国の基準保育料に対しまして、被保護世帯等の第1階層区分、これを除く第2階層から第8階層までの区分に応じまして、約35%の軽減を行った保育料を設定しております。

さらに、平成25年度よりは、保育所同時入所2人目以降無料化事業を単独で実施いたしております。国の施策よりも手厚い子育て支援を行っているというふうに思っております。

この国・県・町独自の施策によりまして、国の保育料徴収基準に対しまして、トータル全体なんです。平成29年度当初予算ベースで約50%、5,700万円弱の軽減が行われておる計算になります。

御質問の保育料の1人目からの無料化をした場合、全ての子供たちを無料化した場合の一般財源の年間負担額につきましては、平成29年度当初予算ベースでは、5,600万円弱ということになります。先ほど御説明いたしました、既に行っております保育料の軽減額と合わせますと、補助金等を差し引いて、約1億870万円ぐらいの町の単独負担が必要になってまいります。

町といたしましても、平成27年3月に策定いたしました周防大島町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、周防大島町子ども・子育て会議におきまして、委員さんより御意見をいただいて、若者の定住につながる子供・子育て支援の充実を図っておるところでございます。

平成27年度より、中学校卒業までの子供の医療費のほうを完全無料化いたしております。これは所得制限をかけておりません。それで、全てのゼロ歳から中学生までの医療費の個人負担分を全て無料化をいたしておりますが、これに加えて、保育料も完全無料化ということにつきましての一番の重要な課題は、恒久的な安定した財源が確保できるかどうかということでございます。

平成29年度当初予算に、公立保育所の久美保育所と蒲野保育所の保育所運営費を2園、2つの園ですね、2園合計で9,000万円ぐらいの予算を計上いたしております。

この経費の中には、実は今御質問がありまして、例えば廃止とか民間移譲したらどうかという御質問がございましたが、この経費の中には、人件費約7,900万円が含まれておるわけでございます。純粋な保育所の経費は1,120万円ぐらいでございますね。そういうことございますが、1,120万円ぐらいでありまして、仮に、2園を仮に廃止いたしましても、7,900万円の職員人件費が全部ぱくっとなくなるというわけじゃないんで、この職員は当然残りますので、7,900万円はいずれかに配置転換してから残すことになります。

そうしますと、人件費の削減はなかなかできませんので、長い期間をかけて人件費は削減されるものですから、そうしますと、廃園したと同時に削減できるのは、1,120万円ぐらいということでございます。そこで、1人目からの無料化に、それらを補う財源には到底至らないというふうに考えておるわけでございます。

政府は、6月9日の骨太の方針と言われる経済財政運営の基本方針で、人材への投資を掲げまして、幼児教育、保育の早期無料化等について明記をいたしまして閣議決定されましたが、その中でもやはり必要な財源については、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得るということであります。

この財源につきましても、税報酬がいいのか、保険報酬がいいのか、またはいろいろな検討が

なされておりますが、どれもこれなら皆さんが納得いただけるというところには、まだ至っていないというふうに私たちも思っております。

今後、税や社会保険方式の活用を踏まえて、具体的な方針が出されて、国の施策によりまして、早期に無償化がなされることを期待するものであります。

今後の本町の財政状況につきましては、何度も申し上げておりますが、地方交付税の合併算定替によります財政支援が、この平成31年度をもって完全に終了することになります。さらに、人口減少に伴いまして、地方交付税の減額が大きく進んでおります。

これからは、本当に非常に厳しい財政状況が予想されております。このため、保育料の完全無償化については、まさに慎重に検討すべき課題だというふうに考えておりますし、やはり政府全体で考えていただくということでない、なかなか持続的な無償化というのは難しいのではないかとこのように思っておるところでございます。

参考までに、普通交付税の額のことについて少し申し上げておきたいと思っております。ほかにもたくさん要素はあるんですが、普通交付税だけで申し上げますと、平成22年に、平成22年です。今から7年前ですが、平成22年に79億6,700万円あった普通交付税が、昨年の決算では、今、決算出ていませんけど、今のところ私たちが押さえている決算では71億2,600万円で、約8億4,000万円減っております。10%ですね。

そして、今年度の予算は、皆さん方に予算書見ていただきたいんですが、69億5,000万円ということで、平成22年から10億円減額されております。

このような状況でございますので、これからの財政運営については相当慎重な態度をもって臨まなければならないというふうに思っておるところでございますので、完全無償化を否定するものじゃないんですが、ぜひとも国全体として取り組むべき問題だというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） ありがとうございます。本町では既に2子以降の保育料の無償化につきましては、これは国の財源によってということですが、今、町長のほうからもお話がありましたように、所得制限が設けられておりますし、それから町民税の所得割の非課税世帯というふうに限定されておりますけども、私は今回お願いしているのは、完全の無償化ということで、1子とか2子とかにかかわらず、そういう同時入所とかかわらず、保育所に入所されるお子さんについては、全て無料化で対応してほしいということをお話ししております。

それで、先ほどの完全無料化にすれば、約6,000万円の一般財源を新たに捻出しなければならないということで、人件費等が大きなネックになると思います。今現在、保育士として採用している職員を、保育所はもう廃止になりましたので、雇いどめしますとか、首にしますとかい

うわけにはいきませんので、やはり町のほうで何らかの形で採用して、受け入れ体制をつくらなくてはならないし、それをもとに、また年間10人ぐらい退職者が出れば、何人かを補充しなければいけないのを、その保育士を職員に採用した分を勘案して採用人数を減すということで、人件費を順次減していくというようなことを考えているわけであります。

限られた財源の中で保育料の無償化のニーズに応えるためには、公立保育所の民営化・廃止を実施し、節減した経費を財源として、本町の保育料を完全無料化に取り組み、子供を産み育てやすい環境をつくって、子育て世帯を町に呼び込んで、将来的に移住・定住につなげることが大切ではないかなというふうに思っています。

現在、蒲野保育所は、定員30人に対して6人の園児が通所しております。大幅な定員割れでございませぬ。また、久美保育所では、昨年10月に60人から40人に定員を削減しておりますが、通所人員は13人足らずであります。

削減されました定員20人については、民間保育園に割り振られていますことから、公立から民間の保育園に通園される保護者が多くなっていることがうかがうことができます。

現在、公立の保育所では延長保育を行っておりませぬ。延長保育を希望される保護者には、民間の保育園に行くよう、職員が勧めております。公立保育所も延長保育ができるよう、積極的に運営する努力が必要だと思ひます。民間では対応できない保育をするのが、公立の保育所の尊大価値であると思ひますが、今のところ尊大価値を見出すことはできません。

いずれも、公立の保育所は大幅な定員割れが続いております。今後も園児の定員を満たすような条件が見当たりませぬ。それぞれの保育所には、保育所長以下9人の職員が勤務しております。毎年多額の人件費約8,000万円と保育所維持運営経費約1,000万円の、合計で9,000万円が支出をされております。町の大きな財政負担となっており、公立保育所の民営・廃止は緊急課題になっております。

例えば、蒲野保育所においては、保育料の収入が年間150万円足らずであります。それに対して町の予算を、人件費や維持運営費等、約4,000万円を超える町の貴重な財源を支出しており、単純に計算しますと、園児1人当たり年間約700万円の一般財源を負担、投資しております。1人に対して70万円ではなく、700万円であります。民間に比べて、余りにもコスト高になっていると思ひます。

今後、園児が一人もいなくなるまで、保育所として存続するお気持ちがあるのかどうか、お伺いいたします。

10年前には行政改革の集中改革プランにおいて、蒲野保育所を民営化・廃止に取り組む方針が示されておりましたにもかかわらず、大幅な定員割れでも、公立保育所だからこそ、いまだもって存続ができると思ひます。営利を目的とした保育の民間企業でありましたら、とうに倒産、

あるいは撤退に至っていると思います。

今後、公立保育所等の民営化・廃止についての御見解をお伺いいたします。

なお、民間の保育園の場合、園児の人数によって、国・県から負担金、措置費が支払われておりますが、公立保育所の経費については普通交付税に算入されていると言われております。実際のところ、幾ら算入されているのかが定かではありません。

私はこのような現実を直視し、行財政改革として民間にできることは民間で保育所の運営、廃止を図り、若い子育て世代の保育料の軽減を図るとともに、定住につなげるような子育て施策をお願いするものであります。

なお、数年前から既に日良居保育所は民営化、指定管理しておりますが、園児や保護者から民間移行へのトラブルもなく、スムーズに公立から民間に保育所が移行できており、地域の皆さんから大変喜ばれております。

このことから、公立保育所を行政改革し、保育料無料化の財源を捻出し、さらに子供を産み育てやすい環境をつくって、子育て世帯を町に呼び込んで、将来的に移住、定住増加につなげることが、公立保育所の民営化・廃止はまさに一石三鳥の効果が期待できると思います。

どうか公立保育所の民営化・廃止と保育料の無料化の取り組みについて、再度お考えをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと待つて。ごめんなさい。順番が（「そう、ごみの」と呼ぶ者あり）はい。再質問の（「はい、ごみ」と呼ぶ者あり）ありましたが、先にごみの不法投棄対策について答弁させます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは私からは、吉田議員さんの、ごみの不法投棄対策についての御質問にお答えいたします。

ごみの不法投棄の未然防止につきましては、柳井環境保健所主体の年間を通じたパトロール、また道路や観光施設の管理者においては、必要に応じて不法投棄禁止の看板等の設置や町広報への掲載により啓発活動を実施しておりますが、不法投棄の防止には個人の規範意識に頼らざるを得ないところがあり、現状ではこれといった効果的な未然防止の対策がなく、町といたしましても、その対応に苦慮しているところでございます。

しかしながら、不法投棄の発見や通報を受けた場合は、保健所や警察など関係機関との連携を図りながら迅速に対処し解決に努めており、保健所においては不法投棄ホットラインを開設し、24時間体制で情報収集に努めております。

今後も、機会あるごとに不法投棄に対する注意を喚起し、啓発に努め、保健所と町職員の連携した合同パトロール、保健所が委託した警備会社や不法投棄監視員によるパトロールなど、より一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

特に今回は、公立保育所の民営化または廃止についてということでございました。

現在、公立保育所は3カ所、そして私立保育園が11カ所ございます。少子化に伴いまして、多くの保育所において入園児童が減少しておる、そしてまた定員が割れておるとというのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、蒲野保育所及び久美保育所につきましては、入所者が定員を大きく割り込んでいる現状でございます。

実は、私たちも、10名を割り込めばということは、ずっと思いであったわけでございますが、実は当初予算の予算編成の時期には、蒲野保育所は14名という情報で推移しておりました。結果的に4月になってみますと、6名しか入所者がいなかったということになります。これはいろいろ事情もまたあるんですが、そうは言いましても、今現在は6名で運営されておるということでございます。

特に、蒲野保育所については、今言いましたように、今年度の入所者が6名ということになりました。そういうことになると、同一年齢の園児が1人または2人という状況であります。このため、保育所における集団的な活動もできにくい状態となっております。

私立保育園については、園児数に応じて町が支払う委託料をもって保育園を運営しておりますが、その財源内訳は、国と県から交付される運営費負担金及び町の法定負担分となっておりますが、公立保育所は国と県からの運営費負担金が一般財源化されまして、今、議員さん御指摘のように、交付税算入されたということになっております。

これを私立保育所と同様の委託料で計算いたしますと、平成29年4月現在の園児数では、蒲野保育所で約850万円ということになるんですね。久美保育所で約1,480万円というふうに試算をいたしております。保育所を民営化または指定管理で運営する場合は、この金額で運営していただいておりますという現状でございます。

例えば、国の基準で3歳児であれば、今の町立の場合は、とってもそんなことじゃないんですが、これを例えば国の基準では、3歳児であれば保育士1人が保育できる園児の数は20名でございます。保育士1人で2名の3歳児を見ている、見ているちゅう言いますか、保育している状況でございますので、大変大きな赤字原因になっておるということでございます。

また、4歳、5歳児であれば、1人の保育士が30名の園児を保育するというようになっておりますが、これも1人で2人を見ておるということでございまして、そういう保育をしておるわけでございますから、非常に大きな一般財源を取り入れなければ、保育園の運営ができない状況

になっておると、そういう原因でございます。

このように、周防大島町全体の園児数が減少しておりますので、吉田議員さんの御提案のように、民間にできることは民間で運営していただくということも必要ではなかろうかと考えております。公立保育所の運営方針について、後ほど全員協議会で、この件について御説明をさせていただきますことといたしております。

御指摘の公立保育所の廃止による経費の節減は、2園合わせて運営費、運営費だけで言いますと約1,100万円ではありますが、7,900万円の人件費が今かかっておるわけでございます。これらを今おっしゃられたように、即座に廃園したからといって、削減できるものではありませんが、当然ながら毎年退職者が出ております。その退職者部分に、この保育所を充てるということで乗り切れないかということをお今御質問でございました。

そのことは当然考えておりますが、ただ保育士という職種でございますので、それらを全て即座に一般職に回せるかどうかというふうな問題もあろうかと思っております。しかしながら、そのようなことも踏まえながら、人件費をできるだけ削減していきたいというふうな思いでもあります。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、合併に伴う手厚い財政支援措置も、平成31年度をもって全て終了することになります。さらに、人口減少に伴う地方交付税の減額などによりまして、今後の本町の財政事情はますます厳しさを増すということが予想されます。

本年度当初予算におきましても、もう既にそれが出ております。例えば、今年度の当初予算では、貯金に当たります財政調整基金から2億4,300万円を取り崩しております。また、減債基金から1億4,900万円を取り崩さなければ、予算編成ができなかったという状況であります。

そういう状況でありますので、今年度を第2次行財政改革元年と位置づけまして、事務事業の見直しに着手し、町民全てが幸せに暮らせる町、これの実現に向けて、将来にわたって持続可能な健全な行財政運営に努めてまいる所存であります。保育料の完全無料化を実現するためには、恒久的な財源の確保が最も重要であるということをおまた再度申し上げます。慎重に検討すべきだろうと考えておりますし、また国のほうで幼児教育の無償化という話も出ておりますので、ぜひともこれに期待をしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

職員数のことが、人件費のことを申し上げましたので、職員数のことを申し上げておきますが、職員数は両園とも6名6名でございますので、今9名というのは、多分3名ぐらいの臨時職員を雇用しておいて、ローテーションを組んでおるといったことではないかと思っております。

また、公立保育所に延長保育がないではないかということもございましたが、実は民間の保育所にはいろいろな取り組みをやって、そして特徴ある保育をするということで園生を集めておるといったふうにお思っております。町立の保育所がどんどんサービスを拡大していったら、民間の保育

所が待機児童がおるのであれば、当然それもやらなければならないと思いますが、当然、民間にもたくさん空きが出ておる状況でありますので、民間にできればお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） ありがとうございます。いろいろ詳しく説明していただきましたが、もっとやる気を持って、子育てのほうへ取り組んでいただきたいと思います。

子育ては社会全体で支えるという基本方針のもと、国においても幼児教育、保育無償化については議論されております。最大のハードルは、やはり無償化の財源だと思います。どのようにして賄うかということで、こども保険などの財源を捻出して取り組むというようなお話も出ていますけれども、しかし無償化までは、実現までは、まだまだ先のことになると思います。子育ては待ったなしであります。本町では、国に先駆けて保育料の無償化への取り組みをお願いいたします。

先ほど蒲野保育所は6人ということで年間4,000万円ということで、それを財源にして、町内には450人ぐらい園児がおると思いますが、その園児の無償化を図るよう努力していただきまして、私の質問は終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、情報公開条例におきます開示日数の考え方についてお尋ねをいたします。

言うまでもありませんが、情報公開制度は、納税者の皆さんに税金の使い方を説明するための基本的な仕組みでありますし、情報公開は民主主義のかなめであると言える非常に重要な制度であります。多くの地方自治体が2週間程度の開示決定日数を規定し、短いところでは7日という期限を規定している自治体もあるほどですので、せめて柳井市など近隣自治体並みの15日に改正することは、今の時代において躊躇すべきものでないと考えております。

ここで改めて、本町が条例で定める30日という規定にどのような合理的な理由があるのか、ほかの自治体が15日で開示すべきとするものを、どうして本町は30日という2倍の期間を規

定することが必要なのか、運用実態に基づく説明ではなく、法制上の観点から御答弁をお願いいたします。

次に、公共事業のマネジメントについてお尋ねをいたします。

まずは、入札制度についてですが、言うまでもなく、公共調達はできるだけ低廉な価格で、よりよいものを提供するというのが基本でありまして、競争入札によってその基本理念が具現化されているものであります。公共調達のプロセスにおきます公平性はもちろん、透明性や公正性が担保され、説明責任が果たされなければならないことは、税金を扱う者として最低限の責務だと考えられます。そのために、入札制度におきますプロセスの透明化を図ることが大前提でありまして、まずは現状で問題があるとかないとかというレベルの話ではなくて、行政としてあるべき姿を追求し、町民の皆さんにとってよりよい成果を目指すために、少しでも改善する不断努力が必要であると言えます。

そこで、行政として主体的かつ能動的に説明責任を果たすために、公共調達の基本であります入札制度の透明性や公正性の確保を図り、公共調達の質を高めることへの取り組み方針をどのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

さらに、これは契約の誠実な履行を確保するという観点からの提案になりますが、先日の第1回臨時会の際には、町には専門的な技術職がないし、コンサルタントを信用するしかないという内容の御答弁がありました。もちろん調査設計や監理業務などは、専門のコンサルタントに委託することが効率的であると思いますが、その一方で、そのコンサルタントの業務を含めて、公共調達全体を管理監督し検査するのは町の職員が行わなければならないわけでありまして、最低限の技術的知識を有し、コンサルタント業務を含む公共事業の適正な管理監督ができなければ、適正な公共調達を実現することはできないと言えます。

ここで、町の職員の技術力と言いますのは、国家資格者等が有する専門性の高い技術力とは異なりまして、計画、調査、設計、施工、維持管理までを総合調整する広い視点からの技術力が求められるものでありまして、そのためにコンサルタントや施工業者、そしてユーザーである住民を含む総合的マネジメント能力としての技術力が必要だと考えられます。しかしながら、多種多様な業務に忙殺され、数年で異動する町職員にこのような技術力を求めることは、現実的には難しいようですので、担当職員の技術的サポートを担いながら、一方で多角的、客観的な角度から総合的に公共調達を管理できる人を技術アドバイザーとして任命することで技術力不足を補い、効率的でよりよい公共調達を実現できるのではないかと考えております。

現在は、町職員も再任用や嘱託など多様な雇用形態がありますし、第三者機関として機能させることも可能であると考えられますので、事務の効率化とよりよい公共調達を実現することを目的として、この技術アドバイザー制を提案しますので、御答弁をお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問になりますが、公共施設の使用についてお尋ねをいたします。現在町内には、公民館等、町民の方が多目的に利用できる施設が各地区にございますが、各施設の使用料が統一されていないため、同じ町の施設でありながら負担が異なるということは、合理性を欠くと思いますので、早急に使用料の統一をする必要があると考えます。また、施設ごとに使用申請の手続方法や申請書類が異なる上、事前にその施設まで出向かないと手続ができないというのでは、利用者にとって大きな負担になりますので、まずは書式を含めた手続方法の統一を図り、町の施設はどこでも空き状況の確認や手続が行えるよう、インターネットの活用を含めたワンストップサービスを実現することが必要であり、そのためにも、まずは各施設の管理条例の実質的統合をする必要があると考えますが、平成30年4月の社会教育課の再編を前に、公民館等のあり方を含めて町としてどのようなお考えをお持ちか、御答弁をお願いいたします。

次に、4つ目の質問、職員の接遇力向上についてお尋ねをいたします。

私自身の職員時代の反省も踏まえました上であえて申し上げたいと思いますが、役場に限らず、仕事をする上で挨拶は基本でありますし、特に高齢者の多いこの町の公共を担う職員として、相手を思いやる優しさを持って町民の方に接していただければ、おのずと接遇も改善、向上するものだと思います。

本町におきましては、ハワイとの交流によるまちづくりに取り組んでおりますが、アロハシャツを着用するという外形的な取り組みにとどまらず、愛や親切、ようこそを表すアロハにふさわしい心のこもった挨拶を実践することは、まさに真のアロハキャンペーンであり、ハワイとの交流によるまちづくりを進める本町にふさわしいことであると言えますし、ニュース性や外形的成果にとどまらず、こうした内面的な輝きを高めることこそが本物のまちづくりへの取り組みにつながるものであると考えております。

町民の方にとって利用しやすい、そして、町民の方に信頼される役場づくりを目指すための第一歩が、やはり挨拶であると言えますので、職員の接遇力向上は非常に重要なことであると考えております。もちろん町においても、接遇研修などは積極的に行われていると思いますが、その上で、その研修の成果をどう現場に反映させていくのか、現状を少しでもよくするためにどのような取り組みを行うのか、組織マネジメントの観点からお尋ねをいたします。

そして、これは1つの提案になりますが、今は指定管理者による公共施設の管理が行われておりますので、公共施設において民間の現場を学べるという絶好の研修環境がありますし、指定管理施設で働かれている役場幹部職員OBの方も多いようですので、職員の能力や資質を把握した上での効果的な研修も可能と考えられます。もちろん、指定管理者の御協力がいただければという話になりますが、接遇研修の実効性を高める上で、ぜひともこの指定管理施設の活用した職員の実地研修について、御検討されることを提案させていただきますので、御答弁をお願いいたし

ます。

最後の5つ目の質問、指定管理者の公募についてお尋ねをいたします。

今年度複数の施設において4期目の公募が予定されておまして、この指定管理者制度の運用につきましては、前回の定例会におきます御答弁では、改善すべき点は見当たらないということでありましたが、指定管理者制度の趣旨に照らし合わせてみますと、幾つか改善すべき点があるものと認識をしております。そこで、今年度の公募におきまして、どのような制度運用方針をお持ちであるのか、指定期間や指定管理料の積算など、統一的な考え方について御答弁をお願いいたします。

少なくとも、これまで10年間の制度運用の検証は必要不可欠なことでありますし、公共施設の管理運営に日々大変な努力をされている指定管理者が、将来に希望を持って頑張ることができるよう、制度運用の見直しが必要であると考えておりますので、そういう観点から誠意ある御答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員の、情報公開条例における開示日数の考え方についてという御質問にまずお答えしたいと思います。

まず、1点目の開示決定日数を近隣自治体並みの15日以内にするために、早急な条例改正を強く求めるということでございますが、公開請求の準備から、公開するか否かの決定までの状況といたしましては、さきの3月定例会にもお答えをいたしておりますが、平成28年度において請求件数の9割以上について15日以内に決定し、請求者に通知をさせていただいております。残りの1割未満につきましては、対象公文書の量が膨大な場合とか、または第三者の意見を聞く場合などございまして、その場合は事務処理上、やはり決定までには相当の日数が必要になったということでございます。

情報公開制度は、住民の知る権利を保障し、町の説明責任を果たす上で重要な政策でありますので、条例で定められております30日という期間の中で、できるだけ速やかな決定をするという運用に努めており、条例の規定だけを見れば30日間という期間が長過ぎるとお考えかもしれませんが、実態としましては、9割以上について、田中議員が言われる15日以内での決定となっているわけございまして、条例で30日と定められているから、いたずらに30日間をかけて決定をするというような運用は行っていないことは、御理解をいただきたいと思っております。

また、条例改正についてでございますが、現行の条例で読めるもの、解釈あるいは運用で対応できるものは、基本的には条例改正を行わないという考え方がございます。先ほど御説明いたしました現状を考えますと、条例を改正するまでもなく、今の運用の中で十分対応できるというふ

うに判断をしているところでございます。

次に、実際の運用と条例の規定は別問題であり、本町が近隣市町の条例と比べて2倍の期間を規定する法制上の根拠は何かということについてでございますが、公開するか否かの決定までの期間を近隣自治体では15日以内としているのに、本町が30日以内としている法制上の根拠は何かという御趣旨の御質問だと存じますが、情報公開条例につきましては、その成立の過程が、よくある、国が法律を制定して、その法律に基づいて地方自治体が条例を制定すると、そういったものではございませんでした。住民の知る権利、行政の説明責任を果たすため、地方自治体から情報公開制度が始まり、地方自治体で一番最初に情報公開条例を制定したのは昭和57年の山形県金山町で、その翌年の昭和58年に神奈川県が都道府県の中では最初に条例を制定いたしております。その後、各自治体が、先行自治体の情報公開条例などを研究することによって、情報公開制度への取り組みが全国に広がっていったものであります。合併前の旧4町では、旧大島町が平成11年12月に、旧橋町が平成12年12月に、旧久賀町と旧東和町が平成13年3月にそれぞれ制定をいたしております。

国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、平成11年5月に公布され、平成13年4月から施行されました。そういうことでありますので、その動向を見ながら、旧4町では条例の制定がなされたものと認識をいたしております。本町の情報公開条例は、旧4町の情報公開条例のすり合わせにより策定されたもので、その際に14日以内、15日以内、30日以内とばらばらであった旧4町の公開決定までの期間は30日以内に、また、決定が困難な場合の延長期間も30日、45日、60日を限度とするものから、期限の定めのないものまでであったものを30日といたしまして、合併後に開催されました臨時議会で条例案として提案させていただいたものであります。

その臨時議会においても、公開決定までの30日以内という期間につきまして、審議がされたわけございまして、旧町により期間が異なっていたこと、また、分庁方式をとっていること、30日以内ということになっているが、速やかに決定するよう運用に努めることなどが考慮され、慎重なる審議の結果、御議決をいただいたものとなっております。情報公開条例制定には、このような経緯がございますので、決定までの期間について特に法に定めがあるわけではございませんが、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律においては、決定までの期間を本町と同様に開示請求のあった日から30日以内、決定が困難な場合の延長期間も本町と同様に30日以内と規定されているところでございます。

次に、公共事業のマネジメントについての御質問でございました。総合評価落札制度など、公共調達の透明性及び客観性を高めるための取り組み方針についての御質問であります。本町では、総合評価競争入札制度に関し、評価項目や評価基準の設定等、落札基準に関する事項につき

まして、山口県の第三者機関であります山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会に意見聴取を求め、現在までの総合評価競争入札を実施してまいりました。地方公共団体等、発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進によりまして、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を目的とする公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきまして、透明性の確保を図るために、発注者に義務づけられる事項として、毎年度の発注見通しの公表、次に入札・契約に係る情報の公表、施工体制の適正化、不正行為に対する措置を掲げ、次のとおりそれぞれ取り組みを行っているところであります。工事の発注見通しは、4月と10月にホームページ等により公表いたしております。入札・契約に係る情報の公表は、入札参加者の資格、入札者、入札金額、落札者、落札金額等を落札後、速やかにホームページ等で公表をいたしております。施工体制の適正化につきましては、受注者の現場施工体制の報告、発注者による現場の点検等を行っております。不正行為に対する措置につきましては、不正事実や談合等を察知した場合は、公正取引委員会に届け出をすることとなります。なお、入札制度改正の際には、その都度職員に対し注意喚起を行い、また、建設業者に対する指導等も行っているところであります。

公正な競争の促進のため、客観性を高めるための取り組みについて、本町では、入札の指名につきましては、指名審査会の中で、合議制により、次の基準により決定をいたしております。建設工事につきましては、本町の入札参加資格の要件は、経営事項評価点数等に関する入札参加資格が設定され、工種ごとに町内建設業者を等級区分し、2年に1回見直しを行っているところであります。品質の確保、競争入札における適正な競争や受注機会の公平の確保といった観点から、経営事項審査の結果及び入札参加業者の規模や技術力に応じて業者を複数のランクに分類し、ランクに応じて入札に参加できる案件を限定しておるところであります。

公共調達においては、原則として、予定価格の制限の範囲内で一定の仕様に対する最低価格の入札者を落札者とするという最低価格自動落札方式がとられていますが、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図ることとされており、また、価格以外の要素を重視する必要がある場合は、価格に加え、技術、性能等、価格以外の条件も含めて入札させ、予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格以外の条件と価格を総合して評価し、町にとって最も有利なものが契約者として選定する総合評価競争入札を試行しておるところであります。

最後に、本町では、地域振興のための施策を推進するにあたって、地元企業の健全な成長・育成と地域経済の活性化を図っていく上で、競争性を確保していくことが不可欠であると考えております。

公共工事に関して、国や山口県においては、学識経験者等をメンバーとする入札監視委員会等の第三者機関を設置いたしておるところであります。

公共事業のマネジメントについての御質問でございました。

次に、職員の技術力確保に対する認識についてでございますが、公共事業のマネジメントにおいては、職員の技術力の向上は必要なことだと思っております。そのため、平成28年度中の新規採用試験におきまして、専門職の採用を目的に採用試験を行い、土木技師についても1名の採用を行ったところであり、今後も必要に応じて土木技師等、専門職の採用を行ってまいりたいと思っております。また、現在土木建築関係の業務に従事している職員につきましても、毎年度計画的に土木等技術関係に係る専門研修の受講を促進するとともに、新任職員につきましても職務基礎研修として新任者研修課程に参加させているところであります。

最後に、技術アドバイザー制度の御提案を受けておりますので、これについてであります。現時点では制度の内容が不透明であり、今後の制度の動きや、国や県、また、他の市町の取り組みを注視してまいりますが、本町といたしましては、当面職員の技術力向上に努めてまいりたいと考えております。

公共施設の管理方法につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

職員の待遇につきましては、総務部長のほうから答弁をさせます。

指定管理者の公募につきまして、御答弁を申し上げます。

まず、本町の指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、平成17年9月に周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を定め、運用を行ってきたところであります。田中議員さんの御質問の、今年度に予定されている次期公募に向けての取り組みについてでございますが、平成30年3月31日が管理期間となっているものが17施設ございます。これらにつきましては、施設を所管する部署によって内容の見直し等を含め、所定の手続を経て更新がなされていくものであります。

次に、平成19年の導入以降の経緯と実績を踏まえて、制度の検証と見直しを求めるということでございますが、本件につきましては、平成18年度に制度導入にあたり、公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例の適切な運用を図るため、これを運用するためのガイドラインを設け、これにより指定管理者制度の運用を行ってまいりました。これまでに指定期間の更新とともに、選定替えが数回にわたって行われてきましたが、この間には、施設によっては問題が生じたケースもありましたが、こうしたことへの対応に係る協議も重ねながら、制度のもとに改善が図られたところであります。

平成22年10月に指定管理施設の管理が適切かつ確実に履行されているか、また指定管理者から提供される公共サービスの水準が維持されているかなどを確認評価するための指定管理制度モニタリングマニュアルを設け、適切な運用に努めているところであります。

指定管理制度の運用については、地方自治法第252条の17の5に基づく国からの助言もあ

りますが、法令等や運用の指針も含めて、本町の指定管理制度における全体的な運用については、これまで本制度による各施設の管理運営が進む過程において、留意すべき点も生じております。その内容は施設により要因と背景が多様であります。本制度が運営段階に入った現在、改めて公の施設の管理運営のあり方について、これまでの運用を踏まえた上で、適切に行ってまいりたいと考えております。そのためにも、指定管理の期間や指定管理料、公募、非公募等の見直しなど、具体的などころではその都度、施設の状況を考慮し、所管する課において逐次検証と見直しを行ってきたところであることから、体制やシステム、制度の運用につきましても、当面現行のとおりとしたいと考えております。

いずれにいたしましても、指定管理制度のリスク分担にはしっかり対応しながら、厳しい財政状況や将来の財政負担等を考慮し、さらなる行財政改革の観点から、この制度の目的であります公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入し、柔軟で弾力的な運営により施設運営のサービスの向上や経費の削減を図り、施設活用の効率化を目指すことについては、しっかり求めていくとともに、指定管理者制度の現状が競争性、公平性、透明性が確保維持される制度運用となるよう努めてまいりたいと考えておるところでございますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問ありがとうございます。田中議員さんの、公共施設管理方法の統一についての御質問にお答えいたします。

最初の御質問の、公平性の担保と住民サービスの向上を図るという観点から、公民館の使用料等の統一と使用手のO S S、ワンストップサービス体制整備を求めることについては、公民館、総合センター等の場合で申し上げますと、合併前、旧4町がそれぞれの文化活動の拠点として各施設を建設しておりますが、建設された施設は、建設時期や、ホールが結婚式披露宴を考慮したもの、本格的な音響設備を備えたもの、また、座席が収納できるもの、小規模公民館等、施設の構造と規模も違い、それぞれ特色が異なっております。このことにより、現在の料金設定は、消費税分が改正しておりますが、旧4町の料金体系を引き継いだものとなっているものの、一律に使用料を統一することについては、困難であると考えております。しかしながら、議員さんの御指摘のとおり、空調設備の利用状況で料金体系が一律でない点につきましては、利用時間や利用面積を基準に統一するなど、利用者の方にわかりやすい使用料体系にすることが今後の課題と受けとめております。

次に、使用手のO S S、ワンストップサービス体制の整備を求めることについては、この体制の整備により、1つの公民館で他の公民館の施設利用状況を見て申し込みを可能にすることなどは、利用者の方にとって大変便利な体制になると思われまますので、今後検討してまいりたいと思います。

最後に、それぞれの施設の設置または管理に関する条例等の統一については、施設使用料やOSS、ワンストップサービス体制と今後の課題整理を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの、職員の接遇力向上についての御質問にお答えいたします。接遇力向上についての取り組みについてでございますが、住民サービスの原点は、適切な接遇、おもてなしにあると考えております。これまでも適切な接遇を心がけるよう職員に呼びかけてきたところではありますが、町民の皆様から御指摘をいただくことがあるのも事実でございます。職員の接遇力向上につきましては、これまでも全職員を対象とした接遇向上研修の実施や職員接遇資料として、言葉遣いや電話の対応に係る基本的なマニュアルを配布しているところであります。

接遇向上についての取り組みとして、本町へ来庁されたお客様が、応対した職員の接遇についてどのように感じておられるのかを把握し、その結果を職員の接遇向上に反映させるため、窓口利用のお客様に対する満足度アンケート調査を実施しております。平成28年度に実施しました接遇アンケートの評価についてですが、結果から申し上げますと、挨拶、言葉遣い、説明の仕方などの8項目の平均結果は、5段階評価において、4.4の結果でございました。過去5回実施したアンケート調査の中では、最も高い評価をいただいております。これまで実施したアンケート調査の意見要望としましては、職員の挨拶がない、言葉遣いに気をつけてほしい、といった御指摘もいただいております。このことは、反省すべき点を含め全ての意見を職員に通知し、接遇向上に努めているところであります。

また、平成28年度から開始しました人事評価制度において、評価を人材育成につなげることも大きな目標の一つとしております。人事評価制度では、評価者と被評価者との面談の実施がありますが、面談は評価だけを行うのではなく、仕事などに対する助言、指導により、能力開発や人材育成を行うためにも実施し、その過程において接遇などの専門研修への斡旋を行うなど、職員の接遇力向上に努めてまいります。

次に、指定管理施設等における職員の実地研修を提案するについてでございますが、人材育成や職員の接遇力向上のため、民間企業等へ職員を派遣し、研修を実施している自治体もあるようですが、民間企業等における経営理念、事業活動の実態等を習得することにより、幅広い視野と新しい発想に立ち、行政施策を展開する職員の育成を図ることを目的とする実地研修については、必要なことと理解するところでありますが、本町においては、引き続きアンケート調査結果の反映と人事評価制度における面談による指導、さらには接遇研修への斡旋を行うことにより、職員の接遇力の向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、情報公開制度から質問させていただきますが、条例制定の経緯、30日にしたという経緯は、御説明があったとおりになんですけど、その当時とは、現在情報公開に対する住民の要請、国民と言うか、大変、特に最近は非常にそういった情報公開に対する重要性と言うんですか、そういう認識が非常に高まっている。その本町の条例制定のときは、格段に異なっているだろうと。なぜ30日を15日に改正することにそれだけ、それができないということにこだわられるのかなと、不思議なんですけど。今回の質問は、その30日というのが合併時に旧久賀、東和、橘、それぞれ14日、15日で、旧大島だけ30日だったと。住民の権利ということを考えると、当時の合併の思想でもありましたけど、当然一番短い、権利の拡大すると言うか、権利が保障される14日に合わせて条例を制定すべきだと思うんですけど、一番住民の権利を阻害する30日に合わせたということなんですけど、その30日というのは、今ほとんどないんですよ。山口県内、広島県も含めて、30日という規定を設けているのは、本町ともう1自治体ありましたが、それぐらいなんですよ。その質問の趣旨は、30日がどういった根拠によって定められているのか、どういった理由があるのかというのを教えていただきたいということだったんですけど、その経緯は結構ですから、条例を制定する上で、真摯な目で見て、条例を制定する、今から一から条例を制定するとしたら、これを30日にするという根拠があると思うんですけど、それは何でしょうかという質問だったんですけど、御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 30日に設定したというのは、合併当時のすり寄せのときに、そういう議論をされたんだと思います。そこら辺の議事録等を開いてみますと、当時30日が1カ所、あと3カ所は15日程度だったんですけども、そこ議論する中では、町の特異性と言いますか、分庁分散方式等があるというところも考慮して、では30日でいこうというふうになったんだろうと思っています。ただ、それにつきまして、合併後に開かれました臨時議会において、その説明をして、その当時の議会の議員さんの御理解もいただいて、御議決をいただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その経緯じゃなくて、今30日として規定するんだったら、規定してあるんだから、その30日の根拠は何でしょうかということなんですけど、それはいいです。さっき御説明にありました。要するにこの旧大島町以外の3町が14日ないしは15日にしているというのは、先ほど御答弁がありました、最初に情報公開条例を制定した山形県金山町、これが14日に規定しているんです。それがリーディングケースになって、全国各地の自治体で多く

の自治体が14日ないしは15日にしたということがあるんだと思います。それで、そうであればなおさら、当時の経緯はもういいです。当時30日にしたのであれば、したのはしょうがないから、それを今、条例というのは、30日以内に開示すればいいということではなくて、30日以内にすべきであるという意味で制定するんですから、それは30日で長いって言うか、そこに根拠がないのであれば、14日ないし15日に合わせて改正すべきじゃないかなと思うんですけど。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） その30日を設定した当時、その分庁分散方式があるからという理由で、当然30日というのを選択された。その形態というのは現在も変わっていない、とすると、変える理由がないのではないか。それと、例えば議員さんが言われるように、今つくとしたらという話でございますが、今つくとしたらということでございますけれども、やはり分庁分散方式が変わっていないので、恐らく30日の検討はされるであろうと思います。それを15日にするんであっても、今つくればそうかもしれませんが、ただ、既に条例があるわけでございますので、じゃあ、それを条例を改正するには、改正する理由があると思います。その改正する理由がなければ、当然改正はしないというのが条例の改正の原則であろう。何の運用上問題なく、また現行法上で規定されるものでなければ、それは改正はしないというのが条例改正のノウハウと言うんですか、考え方だろうというふうに私どもは思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そうなのかもしれませんが、今何の問題もないと言われましたけど、実際に、長いものでは30日を超える場合もあるんですよ。それはいろいろ理由があると思います。でもそれは正式な手続をとって延長しますという手続をとれば30日を超えることもできますけど、そうではなくって、単なる執行機関の理由で30日を超えるケースも実際ありました。当然、14日、15日以上かかるケースも何割かはあるということは認識されていると思いますから、それを、理由がないというんじゃないかって、さっきも言いましたけど、こうすべきであると、14日以内、できるだけ早く出すべきであるというのは認識を持っておられると思うんで、そこを、じゃあ合併時の経緯、それはほかの自治体でももっと広い自治体もあるから、そういうところも含めて、ほとんどの自治体が2週間で規定しているわけですよ。それが何でかと言ったら、さっき言った最初のリーディングケースになっているんだけど、そういう一応一定の理由がある、根拠があると。だけど30日には何の根拠もないわけじゃないですか。今言われた合併時の経緯で、分庁分散方式だから30日という期間を、大体これぐらいにしようということで定めているという説明ですよ。それだったらちゃんと根拠のある14日に、根拠のあると言うか、リーディングケースで、全国の時代の要請に応じた形で14日、できるだけ、もっと短くても

いいと思うんですけど、少なくとも14日の2週間という期間を設けるべきではないかという提案なんで、そこは理由はないから条例を改正できんという、理由はあると思うんですよ。それは、一番は時代の要請ですよ。情報公開、それと住民の権利を守るためというのもあると思いますけど、なぜそこを完全に否定するのかなというふうな思いがあります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 任意に定められた期間ということになっておるわけです。だから、ここにもありますが、10日、14日、15日、30日とあるわけですが、周防大島町が誕生したときに、この条例を制定するときに、分庁分散方式という今までかつてやったことのないような方式をやって、将来的には当然統合庁舎になるということを目標を掲げておりましたが、12年たった現在も分庁分散方式でやっておるわけでごさいます、今回もまた教育庁舎の一部を建て替えようということになりまして、例えば、教育委員会と私たちは30キロからも離れたところという状況でごさいます。当時、この条例の審査のとき、審査と言いますか臨時議会で審議をいただいておりますにも、きちんとそのように分庁方式をとっていることというのが1つの理由になっておるわけでごさいます、そして、今現在もそれが何ら改善されていないということでごさいますし、また、今、町の職員はどうしてもここに議会や総務部がおる関係上、町長もここにおる関係上、どうしてもこれだけの距離を連絡調整に走り回らなければならないというたくさんの大きな重荷があります。そういうことからして、やはり分庁方式をとっていることというのを理由に、この制定された、ただいまのこの条例の30日というのは、今それを改正するということについて、特に正当な理由ではないのではないかというふうに思います。

また、何でこだわるのかという話がありましたが、反対に言えば、30日であって、ほとんどのこの開示請求については15日以内でやっておるわけでごさいますから、実務的には特に問題ないというふうに思っておりますし、何でこだわるのかというふうに私どもも思うわけでごさいます、皆さん方から、多くの皆さん方から、この開示請求やっておられる方が皆さんが、例えば何で30日で、私ら大変困っているんだというふうな声が寄せられておるかどうかというようなことも、ほとんど聞いたことございませぬし、また、実態的に15日以内で開示をしておるわけですから、そのことについては、何でこだわるのかというのは、まさにこだわる理由をまたそちらからもお答えいただきたいと思いますが、私たちは、この条例が30日だということだから30日までは徹底的に守るんだというふうなことをやっておるわけではないし、実態のほうからしても、皆さん方もそれですごく周防大島町の開示は遅いんだというふうな指摘はいただいておりますし、そのようなことではないのではないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） こだわるんですね、それにやっぱり。さっきも言いましたけど、

条例というのは、こうあるべきであるというのを、町の施政と言うか、決まりをつくるわけですから、それが要望があるからないからという問題ではないんですよ。町として、情報公開、住民に対する説明責任を果たすために、知る権利を守るために、14日以内に、こういう期間内にできるだけ早く開示すべきであるというのを規定する、それが条例であると思うんですよ。

さっきから分庁分散方式だからってというのはありますけど、情報公開制度はそれほど、そういった分庁分散方式が支障になるというのは、余り影響がないんじゃないかなと思うんです。その、ある担当課に情報公開請求して、その担当課の書類を出してくださいという話ですから、住民の方との距離はあるかもしれませんが、役所内で、例えば東和庁舎と大島庁舎で協議をしてどうのこうのという話ではないから、それが分庁分散方式だから時間がかかるんよというのは、ちょっと理由に合理性がないのかなと思いますし、そこを、例えば、どうしても制度上、制度上っちゃうか運用上時間がかかるのであれば、例えばインターネットとかファックスで申請ができますよと、開示ができますよという、データで開示ができますよとか、そういう方法で改善する手段というのは幾らでもあると思いますから、そっちを今度は改正しなきゃいけない、検討しなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、いずれにしても、検討ぐらいはしてもいいんじゃないかな。12月議会では、たしか町長さん、検討していただくという御答弁があったと思います。それが3月議会になって、それは改正する状況にはないということなんですけど、そこがどういう意味なのかなと思いますけど、答弁が違いますけど、12月議会で検討すると言ったけど、3月議会では改正する状況にないと、12月から3月の間に検討したと言われるんだったら、その検討結果を説明していただきたいです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 検討した結果、改正する必要を見つけなかったという答弁でございました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 答弁が違うということではないんですね。じゃあ、検討しないということなんですね、今後も。条例改正については（発言する者あり）検討する必要がないと（発言する者あり）だから今私が質問しているのは、少なくとも、14日ないしは15日に改正すべきじゃないかという質問をしているのに対して、そういう理由がないということなんですけど、じゃあ、14日とか15日に理由があれば、検討するということなんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほどからも申し上げておりますが、例えば実態的には何ら問題ないというふうに私たちは捉えておりますし、また、開示請求に来られた方々からもこの町の条例が30日であることをもって、非常に不便を感じておるといようなことはほとんど、その話をお

聞きしたこともございませんので、それは、例えば皆さん方から、開示請求される皆さん方から30日というこの条例の期間があることによって大変不都合を感じておるといふようなことがあればですね。ただ、先ほどから申し上げておりましたように、条例制定した当時の分庁分散方式からは何も変わっていない状態でございます。そして、また今何ら不都合が起こっているわけでもないし、そしてまた、分庁分散方式では全く弊害はないよということもありましたが、そんなことはないわけです。やっぱり、ものすごく町の職員とか、または議員さんもそうですが、やはり議員さんも1カ所に行くだけでなく、あちこちに当然行かなければならないとかいうこともあるんじゃないかなと思います。私たちの職員も相当な労力もありますし、また時間がすごくロスになっておるといふようなことはあると思いますし、今言われましたように、情報開示については、その担当課でもやっておりますが、当然ながら、その所管する課にも当然合議もしておりますし、いろいろな件もありまして、やはり分庁分散方式は、1つの、当時考えたことは、今もって特に改正されていないということもあるといふふうに思います。それで、検討しないのかということでございますので、それは今の6月の一般質問で検討していただきたいということになれば、検討はしたいと思いますが、これまでの検討した結果がこういうことでございますので、同じじゃないかと思いますが、検討するべきだということであれば、検討はしてみたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 何か無理やりみたいな感じですけど、もう一言だけ、現状で問題がないというのは、ちょっと認識が違うんじゃないかなと。例えば同じ、全く同質の文書を請求しても所管課によって7日で出るところもあれば、2週間かかる、3週間かかることもある。そういう場合もあるわけですから、結局そういうところに担当課というか、部署によって、それは分庁分散方式関係ないと思うんです。7日に出せる課があるんだったら、全部7日に出せるはずなんですよ。そんなに時間がかかることじゃないし、仕組みを整理すれば、そんなに7日もかかるものじゃないけど、決裁の手续とか時間とかあるでしょうから、そこは考慮しなきゃいけないと思いますけど、検討していただけるということであれば、それで結構です。

それと、指定管理者制度、部署によって、内容を検討検証していくということでしたけども、私が申し上げたのは、そうではなくって、全体として制度として統一的な観点から検証検討すべきではないかということだったんですけど、以前、町の幹部の方から、指定管理者は受けたが負けだという発言もあったんですけど、今もそういう認識でよいのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 大変、言葉尻をとってからおっしゃられておるように聞こえるんですが、受けたが負けだといふような意味ではございません。要するに指定管理者制度というのは、これ

は国からの法律によって制度ができておりますが、要するに指定管理料の計算方法がその指定管理期間後に、当然その期間中の収支を見ながら、指定管理料の積算を変えられるということでもありますので、今回、例えば1,000万円の指定管理料支払っておいて、収支がプラスであったならば、次の指定管理料は当然落としてくるということになります。そして、大幅な収支がマイナスであれば、今度は指定管理料を上げなければならないということからして、例えば、業者の指定管理者のほうが大変な努力をやって、黒字を出したとしたら、次には今度は指定管理料が落ちるという制度になっておるんで、それは大変指定管理者にとっては厳しいものだということで、制度として、私はこれ厳しい制度だということを申し上げたわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 町長さんが言われたわけじゃないんですけど、私も言葉尻を捉えたわけじゃなくて、言われたことをそのまま——町長さんじゃないですよ。ほかの幹部の方から言われたことをそのまま申し上げただけなんで、ちょっと確認しただけなんですけども。（発言する者あり）指定管理者は受けたが負けだと。よく請負の場合に、何か例えられる言葉だと思うんですが、そういう認識があるのかどうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それは、正式な場かどうかわかりませんが、受けたが負けといっても、受けたが勝つか負けるかは、その期間中に指定管理料が変わるわけじゃありませんので、当然ながら受けたら負けというのは、この指定管理料でやってもなかなかできないよ、厳しいよと言われても、指定管理料を上げることはできないよということが受けたが負けということにつながったのではないかと思います。しかしながら、その受けたが負けという言葉は適切ではないというふうに思っておるところでございます。

また、反対に収支が当然マイナスになってきておることになれば、次の指定管理料は積算を変えてさらにまた指定管理料を増額するという方向にもいくわけですから、ただその指定管理期間中は変えられないということを申し上げたのではないかと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 要するにこの指定管理者制度というのは、請負ではなくて行政処分であると、行政が命令して指定管理施設の管理をしてもらうという制度であるということ、ちょっと言うまでもないことだと思いますけど、ちょっと時間もありませんので1つだけ、審査基準、今度公募にあたって審査基準が当然設けられると思うんですけど、その公募の応募された事業者の資料からどういう評価をするか、その点で、点数で最終的に決められると思うんですけど、その審査基準は、今回の公募でこれまでと変更される予定があるのかどうか、お尋ねいたします。（発言する者あり）統一して。

○議長（荒川 政義君） 統一して。

中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） それにつきましては、それぞれの審査会と言いますか、のほうで検討してもらうようになろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それは、公募時に公表されますか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 公募時に点数については公表したいと考えております。商工観光課とか、産業建設部においては公表したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 産業建設部ということは、公表されないところもあるという解釈でよろしいんですか。（発言する者あり）なければいいんですけど、全部もう公表されるんだということであれば。あるんですか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 教育委員会としても同様な扱いと、対応したいと考えます。（発言する者あり）産業建設部と同様に公表という形で対応したいと考えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、全部公表されるということですね。公表されないところはないということでもよろしいですね。公募にあたっては。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 29年度に公募する予定のところは、教育委員会と産業建設部なものですから、今答弁がありましたけども、29年度については全て公表という格好になろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 29年度についてはというか、さっき言ったように行政処分などで、行政手続法が適用されて、行政処分する場合は審査基準を定めて公表しなきゃいけないという規定があるんですけど、当然公表されるべきだと思いますけど。以前は、例えば、久賀歴史民俗資料館等の公募では、事前に公表されてないんです。これは、法令に抵触した状態だったということでもよろしいですか。（発言する者あり）久賀歴史民俗資料館の公募では公表されていません。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 資料がないので後で提出します。よろしいですか。以上で、時間です。

以上で、田中議員の質問を終わります。

.....
○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 0 時 01 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 4 番、砂田議員。

○議員（4 番 砂田 雅一君） 大きな項目で、4 つの問題について質問いたします。

まず、道の駅の東側に建設されている服部屋敷の利用について伺います。

服部屋敷は、もともと西方本郷に、132 年前の 1885 年に新築されていたものを、1992 年から 1994 年の完成まで、移築工事がなされ現在に至っています。移築のための総事業費は、1 億 8,000 万円でした。

服部家は、もともと萩の士族で、農業、酒屋、網元、廻漕業など手広くおこなっていた名主だったとされています。そして、旧東和町は、神社や仏閣をつくっていた長州大工の拠点であり、その高度な技術を駆使してつくられているのが服部屋敷であるとされています。そうした、一般的な公共施設とは性質を異にする、文化的、伝統的、または民俗学的な価値のある公共施設として位置づけ、それにふさわしい、町民の皆さんをはじめ、多くの方が利用しやすい施設とすることを求めるものです。

どのように利用していくかについては、利用しやすい施設にするためには、多くの方々の意見を反映させるべきであることは言うまでもありません。この議会で、補正予算での審議の中に、この服部屋敷の修繕費に関する予算が盛り込まれていました。これは、服部家ゆかりの方からの寄附 100 万円を財源としており、町費による支出はわずか 2 万 7,000 円しか予算化されていないことに、まず異論を唱えるものです。せめて、寄附額の数倍の町費を予算化するべきだと思います。

この施設は、現在、日ごろは閉められており、見学の要望があったときだけ開けて対応しているし、使用申請があった場合もここを使用することもあると伺っています。以前は、職員が常駐し、見学などの利用者にも対応していた時期もあったと聞いていますが、町民の方からは最近使いにくくなったねという声も聞かれます。職員が常駐してもそれだけの利用があるのかどうかということも、懸念材料としてお考えだと伺っています。

しかし、本来的な考え方から言えば、公共施設としては黒字になるから整備する、赤字になるから金はかけないという尺度で運営管理されるべきものではありません。それでは営利目的の施設と同じになってしまいます。地方自治法 244 条の公の施設のところの第 1 項では、住民の福

祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設が公の施設であるとしています。もちろん、町の財政的な観点を全く無視していいとは思いません。しかし、第一義的には、町民の皆さんの福祉を増進させるということが最優先に考えられるべきです。

補正予算の質疑の中で、町長の答弁の主旨は、利用者が少ないから服部屋敷の整備に予算を付けることをためらっているかのように答弁されました。利用しやすい施設に改善する責任は行政にあるのであって、利用者が多くなったら整備する、少なくなったら整備しないという行政では、本末転倒だと思うのです。そういう基本的な立場に立って、町民の皆さんが利用しやすい施設にしていくための検討を開始することを求めたいと思います。

例えば、喫茶店のような飲食を伴いながらも、みんなが集いながら交流する場とする。そのためのプランを募集して発表してもらおうようなコンペなどを行い、町はその計画をサポートするというような方法も考え得るのではないのでしょうか。行事などで時々開ける程度の施設から、まずは土曜日と日曜日などに、この施設に行ったら必ず開いているという施設にするための工夫を求めます。または、町民の皆さんがこの施設を使いやすいような施設にしていくための方策を求めるものです。

2番目に、暮らしの便利帳の発行について伺います。

5月から6月にかけて、町内の事業者に対して、周防大島町の封筒で、しかも椎木町長名の文書を郵送し、この暮らしの便利帳という冊子に掲載する広告の募集が行われました。

これは、業者と町の協定に基づいて冊子の発行をすることを決め、発行に係る経費は全て町民、この場合事業者ですが、町民からの広告料収入で賄い、町の予算からは一切経費を負担しないというものです。完成した冊子は全戸に配るとされています。町内の事業者の方の中には、広告を出したくないのなら出さなければいいという意見の方もいらっしゃいました。しかし、私どものほうには町からお願いされたのに、出さないというのは難しいとか、町の仕事をやらせてもらっているんだから広告料を出さないわけにはいかないという意見の事業者、しかし多くは、一体これは何なんだという意見が多く寄せられています。

事業者は町当局に対して、事業を行う上で発注者と受注者の関係にあり、その意味では利害関係がある、特に町民の事業者の方にとっては弱い立場にあることを考慮しなければいけないと思うのです。いくら、広告の募集が強制ではないと説明しても、事業者の受けとめは、そうではない受けとめになっている場合があるということが重要です。今回のように、広告料収入で町当局は執行部が必要と考えている冊子の作成費全てを賄うやり方は、こういう意味からも間違った方法だと思いますがいかがでしょうか。

この一連のやり方は、町が行政上必要と思っている暮らしの便利帳の発行を、その経費の全て、事実上、町民の方から広告料という形で徴収している。町費からは一切出していないというところ

ろに問題があると思います。

違う角度から言うと、町の事業を全て業者に丸投げし、町民からその経費を出させて町の業務を執行するという形になっているのではないのでしょうか。これでは、行政機関の責任を投げ捨て、財政面からも全て業者に丸投げし、広告料という名の町民負担を徴収して、町の業務を行うというやり方になるのではないのでしょうか。

暮らしの便利帳が町民の皆さんの生活に役立つものと考えらるであれば、その経費は町費が主体となって作成されるべきものです。町民の方の広告料収入だけに頼ったこのやり方を改めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

3番目に、米軍岩国基地への艦載機移駐に対する町長のお考えを伺います。

つい先ほど、テレビのニュースでは、岩国市の市長が艦載機移駐の受け入れを表明したことが報道されました。また、本町の本会議の最終日に椎木町長の判断を表明する予定とのことですが、岩国基地が大幅に拡大強化され、飛行する米軍機は格段に増えることが明らかになっています。そのことは騒音コンターによっても明らかであり、町民の皆さん方の騒音被害が増すという不安は大きいものがあります。

こういう中で今回の移駐計画に賛成すれば、ジェット機の騒音を何とかしてほしい、そういう町民の皆さん方の願いは、その思いを踏みにじってしまうことになります。艦載機の移駐を認めることと引き換えに防衛省関連の交付金をもらうこと、騒音で困っている町民の方々の気持ちを代弁することには決してなりません。ジェット機の騒音に苦しめられている方々の苦悩と取り引きするなどもってのほかです。騒音被害や墜落などの事故や犯罪の増加を認める代わりに、防衛省関係の交付金をあてにすることは、これから先ずっと、町民の皆さん方の犠牲を伴っていくことになると思います。

町財政は、町村合併によって今後さらに財政的に苦しくなると町長は何度も表明しますが、憲法に基づいた本来の地方交付税制度がこの仕組みどおりに実行されることになれば、大きく解決される問題です。そしてそれは、総務省が保証すべきであり、防衛省ではありません。しかも、岩国基地は国と国との争いごとを軍事的に解決するための基地であり、平和に役立つものでは決してありません。国と国との争いごとを軍事的に武力で解決するのは過去のことになっています。ASEAN諸国のように、徹底した話し合いで国と国とのいざこざを解決していくというのが世界の趨勢です。

さらに、軍事同盟もほとんど解消されており、または機能していないというのが世界の趨勢です。日本もそういう道に踏み込むことを国に求めていくことによって、外国の軍事基地も軍事同盟もなくすことを展望すれば、そもそもこの問題はなくなります。

そして、国によるコンター予想図では、大島の騒音はこれまでよりも大きく広がっています。

これだけ見ても容認する根拠はありません。しかも、今回の艦載機の移駐によってジェット機の数は130機と、今までの倍になり、飛行回数はおのずと増えることは想像にとまがありません。町民の安全と騒音被害から静かな暮らしを守る、再編交付金などという一時しのぎの札束に惑わされることなく、きっぱりと移駐反対を表明することを求めたいと思いますがいかがでしょうか。

最後に、質問では、学校の統合計画について伺います。

まず、中学校の統合計画について再度、質問いたします。

5月29日の浮島地区を皮切りに、6月8日まで各地区で説明会が行われました。私もその全てに参加させていただき、町民の皆さん方の意見を聞くことができました。

総括的な感想としては、保護者の方々からは統合に反対、または賛成はするが疑問視をする意見が多く聞かれました。一方、年配の方、学校評議員、元教師などといった方々からは賛成の意見が多く聞かれたように思います。

特に、大島地区では平成40年に大島中学校をなくすことに対して、多くの方が反対、または疑問視する意見が出されました。また、統合したら子育てする若い人が住みにくくなる、人口定住に反するという意見もあちこちで聞かれました。統合問題に対する教育委員会の手法としては、最初から統合ありきの議論で公平性に欠けるという主旨の意見も目立ったように思います。

教育長として、この説明会をどのように捉えたのか端的にお答えください。特に、大島中について、10年以上も先のことを、今この時点で案として町民に提示することの不当性が浮き彫りになっていると思いますがいかがでしょうか。

平成40年といえば、今年度を含めれば12年も先の話です。町の執行部のメンバーは大きく変わっていると思われまます。また、議会の様子も変わっていることが予想されます。しかも、大島中をなくすことに反対の意見が多数であるにもかかわらず、早々と12年後に大島中をなくしていくことを、案として保護者の方々に示したことは、今現在の保護者の方々の意思をも踏みにじる、全く非民主的で横暴なやり方だと思います。

平成40年に大島中を久賀中に吸収、統合させるというその方針、これは今、案としていますけれども、この案としてもその部分は削除するべきだと思いますがいかがでしょうか。

まず、これからお答えください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問ありがとうございます。

まず、教育委員会関係を先に答弁したいと思います。

砂田議員さんの、公共施設の利用についての御質問にお答えします。

町指定文化財の農村交流伝承館、通称服部屋敷は、幕末明治期に建てられた建物で、長州大工

による民家建築の代表作であり、平成6年に現在の場所へ移築復元されました。

近年の利用者は、小中学校による見学や教職員の研修、文化イベントや体験型修学旅行などの郷土食体験に活用いただいております。利用者は平成27年度が265人、28年度が412人という状況であります。

このたび6月補正にて、服部家の子孫であります鳴海麻里氏より寄附を受け、傷みの激しい建物の改修や利用者のニーズを考慮した備品整備を行いたいと考えておりますが、これを契機に地域おこし協力隊による定住促進活動、東和地区の郷土料理研究会の有志の方が行う郷土食を提供する活動の再開など、グループ単位での利用が活発になるよう、宮本常一記念館のボランティアである地域交流員の皆様などを通じて、利用促進の宣伝をしていければと思っております。

また、この建物の文化的価値を広く普及させるためには、建造物の特徴を説明できる人材の育成や施設の特質を生かした企画も必要と考えており、今後、服部屋敷の利活用について、名称はつきりしておりませんが、検討委員会のようなものを設けていきたいと考えております。

次に、学校統合についての御質問にお答えします。

去る5月29日から6月8日にかけて、町内5カ所で開催しました中学校統合方針に係る拡大大学校運営協議会では、延べ171名の皆様の御参加をいただき、また多くの議員の皆様の御参加もいただきました。まことにありがとうございます。

協議の中では、教育委員会がこのたびまとめました新たな中学校統合方針案の御説明をさせていただいた後に、参加者の皆様から御意見や御要望をお聞きしました。出された御意見の中には、2段階統合案に賛成の意見が出された一方で、反対の意見も出されております。また、砂田議員さん御指摘のように、大島地区で多く出された意見ですが、平成40年度に1校に統合するのではなく、2校のまま残したほうがよいという意見が出されております。

各地区のその他の意見としては、部活や通学時間に関する御質問や御意見、統合により生徒の負担が増すといった御意見、また統合校の魅力化を進めるべきだとの御意見など、さまざまな御意見を頂戴したところです。

今後は、7月に開催を予定しております教育委員会会議で、これらの意見を踏まえながら、十分な協議を行って、中学校統合問題の今後の進め方を検討してまいります。

また、砂田議員さん御指摘の周防大島町公共施設等管理計画の中では、適切かつ計画的な公共施設の管理という観点から、今後、4中学校の統廃合を検討しますが、小学校との複合も視野に入れ、小学校の統廃合も含めて計画していきますとしております。小学校統合については、新たな統合方針の中で説明しておりますが、必要に応じて働きかけていくこととしております。

今後、仮に今回の統合方針案について御了解がいただけるのであれば、今回の方針案に沿って教育委員会で具体的な学校施設管理計画をつくることとなります。

次に、休校について御説明いたします。

文部科学省が、平成27年1月に策定しました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、休校は将来的な学校再開の可能性を念頭において、学校設置条例の改正は行わない扱いとしております。

教育委員会の方針案では、既に御説明しておりますとおり、統合と廃校を前提とした方針案となっておりますが、学校規模の適正化を図り、クラス替えのできる環境を整えるためにも、教育委員会としてはこの方針案のとおり進めていくことがよいのではないかと思います。

追加質問のときに答える予定にしておりましたが、私の見解ということでありましたので、そこに触れたいと思います。教育委員会議で、教育委員会としての統一見解はまだ機関決定しておりません。ですから私の見解について、少しお話させてもらいます。

5カ所の説明会では、統合に関して町民の合意が得られていないのではないかと、見解を伺いますとあります。今、少しお話ししましたように、各地区の説明会の概略を少しなぞりますと、久賀は賛成意見と要望、浮島地区は雰囲気は賛成で要望、大島地区では2校案まではよいが大島中学校を存続すべきとの御意見が多かったです。東和地区では、通学距離が遠いのが生徒に大きな負担になる。一方、段階的統合ではなくなぜ一括統合にしないのかや、お子さんが小学校へスクールバスで通学している保護者や、かなり遠距離ですが、地元自治会長さんからの賛成意見もいただきました。橘地区では、少人数学級は大島の売りではないか。なぜ島の入り口、橘に寄ったほうの2校になるのか。そして中学校の統合は定住対策に反しないかとの御意見が、大島、東和、橘の3会場で出ました。

それらの意見や要望に対して、予定を15分から20分延長し、必要であれば説明会終了後、個別にできるだけ丁寧に説明してまいりました。私たちの説明に対して、全員の方が納得されたとはもちろん言えませんが、会場全体の雰囲気からは、中学校統合に向けての方向性はおおむね御理解いただけたのではないかと感じております。

次に、平成40年に大島中学校を久賀へ統合、久賀地区に、仮称周防大島中学校ですが、統合させる案についても合意があったとは言えないと思うが見解を伺いますについてですが、確かに大島地区では平成40年に大島中学校を周防大島中学校に統合させる案への反対意見が多かったです。一方、久賀地区は賛成、浮島地区も賛成と判断でき、東和、橘、両地区ともこの統合反対の意見もありましたが、平成40年に大島中学校を周防大島中学校に統合させる案そのものへの強い反対はなかったように思います。

ですから、平成40年に周防大島中学校に統合する案について、町全体で反対が多かったとは思っておりません。

平成40年のことを今なぜ決めるかっていう御意見だったと思います。これも、説明会で御説

明したんですが、学校統合というのが最終的に議会で小中学校の設置条例の一部改正の議案が可決される必要があります。後言いますか。

じゃあ、あと追加質問があれば説明させていただきます。失礼しました。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんの、暮らしの便利帳の発行経費は、町費による発行とすべきではないかの御質問にお答えいたします。

暮らしの便利帳は、大阪に本社のある株式会社サイネックス、テレパルという電話帳を発行している会社と言ったほうがわかりやすいかもしれませんが、その会社が行政と民間による官民協働事業として発行している住民ガイドです。暮らしの便利帳には、役場等での各種手続きの窓口、施設案内などの主には行政の情報がベースとなりますが、住民の皆様に役立つ暮らしの情報も掲載されることとなります。

編集、発行にあたっては、地方自治体が行政情報を監修し、協働事業者である株式会社サイネックスが地域情報や企業広告等を加えて編集、印刷業務を行います。また、発行費用は同社が広告販売を行うことにより賄います。

これまでに、全国で724の自治体、約43%にあたる自治体になりますが、株式会社サイネックスとの協働事業として暮らしの便利帳を発行しており、山口県では既に10自治体が発行しております。近隣の市町では、岩国市が平成23年に、田布施町が平成27年に、柳井市が平成28年に発行しており、本町は山口県では11番目となります。既に多くの自治体で発行している暮らしの便利帳は、公費の負担を行わない方法で行われており、本町においても先行自治体と同様の方法での発行となっているところでございます。

本町での事業概要としましては、5月から6月にかけて広告募集を行い、6月から9月にかけて編集、校正を実施し、本年10月に全世帯への配布と転入者世帯への配布分を考慮した1万1,000部を発行する予定としております。また、同時に電子書籍版をホームページでも公開する予定としております。発行にあたり、町内の事業者の皆様には、広告料の御負担をいただくことになるわけでございますけれども、暮らしの便利帳は公益性の高い情報媒体であります。町内事業者の事業情報も広く提供できることから、地域経済にも貢献できる冊子であると考えております。広告の募集にあたっては、この事業に御賛同いただける事業者様から広告掲載をいただくこと、その際には丁寧な説明を行い、強引な勧誘は行わないことを株式会社サイネックスと申し合わせております。

御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの、岩国基地への艦載機移駐計画に対する町長の判断につ

いてという御質問でございました。

米軍再編のロードマップにつきましては、本年1月20日の国からの説明にもありましたが、今年の7月から来年5月に向けて、順次部隊ごとに移駐をさせるということが示されました。

その中身は、海上自衛隊の残留も含め、機種、機数の変更や、それに伴い騒音予測コンターも再作成されるなど、平成18年5月当時の状況から比べて変わってきております。そのため、1月20日の説明を受けて、1月の31日に山口県と岩国市の連名で中国四国防衛局に対しまして、質問事項をまとめて、やり取りを行っております。

空母艦載機の岩国基地への移駐についての文書照会においても、平成18年に作成した艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターと比べて、今回提示の航空機騒音予測コンターのW値70の区域、特に周防大島町が増加している理由を照会するとともに、機会あるごとにW値70の地域の拡大は基地再編において大変懸念すべき事項であるというふうに申し上げているところであります。

また、2月13日には町議会岩国基地関連対策特別委員会及び全員協議会を開催し、全員協議会では中国四国防衛局出席のもと、空母艦載機の岩国基地への移駐計画等の説明を行い、議員の皆さんから多くの質問や要望が出されたことは御承知のとおりであります。

これを受けまして、3月28日に本町及び岩国基地問題議員連盟連絡協議会と山口県が協働して行った安心・安全対策と地域振興策に係る要望について、5月17日に外務副大臣及び防衛大臣政務官が来県し、県庁において山口県知事ほか周辺町である私や和木町長に対しまして、地元市町の要望の実現に向けた各種支援措置の回答として、米軍再編交付金制度の延長及び増額等については、34年度までの交付金を見込んでおり、制度の運用にあたり地元からの要望を踏まえ、使いやすい交付金となるよう幅広い事業の採択に努力をする。その後の施策について——その後の施策ってというのは、要するに34年より後のことです——その後の施策について、今後、具体的な要望を伺いながら、前向きに検討することを確約するとの御回答をいただいているところでございます。

騒音測定器の設置についても要望しておりますが、できる限り早期に設置できるよう取り組むとの回答であり、基地周辺の振興を図るための特別措置法の制定及び交付金の創設や県交付金に係る再編関連特別地域整備事業の事業期間の延長と増額等につきましては、引き続きしっかり検討するとの、このような回答がありましたが、国からの回答状況を踏まえ、地元要望の確実な実現と、本年度以降の対応について早期に実現いただけるよう、改めて5月25日に山口県、地元市町及び基地議連連絡協議会と協働して政府要望を行い、その回答がこの6月20日にあったところであります。本町といたしましては、来年度からでも柔軟かつ弾力的に山口県と市町が一体的になって対応できるような地域振興策について、目に見える形で実現できるよう要望しており

まして、おおむね山口県、地元市町の意向に沿う形での回答が国からあったところであります。

もう一つには、平成17年の6月23日に周防大島町議会が、米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議を可決し、これは議会としての大きな方針となっておりますが、平成18年7月20日の全員協議会において、議員さんのおおむねの理解をいただいているということから、政府による在日米軍再編の実施方針が閣議決定されたことを踏まえ、これ以上、白紙撤回を求めても困難と受けとめ、賛成ではないがやむを得ないと判断し、容認姿勢を示しておるところであります。

平成18年当時の町長は、全員協議会で大方の皆さんの理解をいただいているということから、賛成ではないがやむを得ないと判断したものであります。私は本日の一般質問、今後開催される予定の全員協議会、そして岩国基地関連対策特別委員会、そして本日、岩国市長さんの判断等、これらをもって最終判断をすることにしたいと思っているところでございます。

最後に、米軍岩国基地への空母艦載機部隊の移駐について、重要な局面を迎える中、早ければ7月にも空母艦載機の移駐が始まることから、今定例会の会期中において、騒音問題をはじめとした国の安心・安全対策と地域振興策に係る国からの回答内容と、町民の代表であります議会の御意見を伺いながら、適切に判断してまいりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願いをいたすところであります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、通告どおりの順番で再質問をしたいと思います。

服部屋敷については検討委員会を立ち上げていくということで、ぜひ期待したいと思います。この検討委員会をつくるまで何もしないということではなくて、まずこの検討委員会と並行して、今現在、施設をもっと使いやすいものにしていく、今すぐできることはないのかという点から伺いたいと思うんですが。

この服部屋敷でイベントとか何とか、そういうことがある。服部屋敷は開いてるっていう状態でも、あの服部屋敷が、道の駅に車を停めて服部屋敷に向かう人が、どれが服部屋敷なんかがわからないと。あそこの収蔵庫のほうへ行って、もう閉まってたとかいって、その電話で問い合わせてきたというような話もつい先日ありました。

私も行ってみましたが、私が行ったときは雨の日の翌日で、服部屋敷の前の道は本当に大きな水溜りで、ジグザグに歩かないと歩けないぐらいの、そういう状態。しかも、その植木が恐らくずっと手入れされていないんじゃないかと思うんですが、大変みすぼらしく外見上もそういう形になってて、さっき言いましたけれども、町長は利用者がいないから整備しにくいというふうに言いましたが、その以前に、普通に行けるような、そういう公共施設に今すぐするという姿勢も必要だと思うんですがいかがでしょうか。と同時に、やはり毎年の経常的な経費として、今

50万円足らずしか維持管理費としてないということのようですが、これだけではなかなか植木も大変広いし、広いと言うかたくさんありますし、中のほうの整備ももっともっといろいろやらなきゃいけないような、そういう状態になっていると思うんです。

さしずめ、今回100万円でいろいろやるということではありますけれども、これを本当に整備しようと思ったら一体どれぐらいかかるのかということ、早くやっぱり見積もりを出して、それに向けて計画的な整備を行っていくというのは、この検討委員会の検討と並行してできるとだと思っと思うんですが、その辺からお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 砂田議員さんからの御指摘でございますが、今、今回の6月補正におきましては、御指摘のとおり100万円の寄附をもととしまして、損傷の状況や、また費用面のほうから優先順位を付けた対応ということになっております。

当然、今の現在の予算の中では、こうした優先順位を付けた対応というのは必要なわけございまして、今後、新たな予算というところにつきましては、御指摘のとおり駐車場のスペースの水溜りの解消とか、樹木の整備とか、こういったところも今回の補正の対応ではできない部分となっております。この辺につきましては当然、どのくらいの費用がかかるのか、そういった予算については今後の検討課題ということにはなりますけれども、引き続き検討をさせていただいて、なおかつ優先順位につきましては、付けた対応というところは予算の範囲の中でやっていく必要がございますので、この点については御理解をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予算の範囲の中でっておっしゃいますけれども、今の予算では何もできないわけです。予算を増やさなきゃ何もできないわけで、まずそれをやるのかやらないかを聞いたんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 予算のことになるわけでございますが、当然のことながら、財源が潤沢にあれば、そこに500万円かけて整備をしようじゃないかということになると思います。今、聞いておりますが、服部屋敷の話でございますが、21日にも申し上げましたが、これまではまさしく利用度が少ないというのが一つのネックだというふうに思っています。それは、利用度を高めるような努力をしていないからそうなるんだというふうな御指摘も今ございました。まさに、それもあると思っております。

ただこれは、この服部屋敷が設置された当時、旧東和町のことですが、それから実際にずっと何年かたって合併になったわけですが、合併した当時はほとんど使われていない状態で周防大島が引き継いだわけございまして、ただ、当然のことながらあの施設は何もしなくても維持管理

がかかりますし、当然ながら庭木の剪定等をきちっとやろうとすれば、相当な維持管理がかかります。どちらが先かということに確かになると思います。利用度が高まったから整備をしよう、整備をするから利用度が高まるということもあると思います。

先ほど、教育長からの答弁からもあったと思いますが、基本的な整備は当然やらなければならないし、砂田議員さんが見学に行かれたときの、あそこの駐車場の状態というのは私も知っておりますが、全く舗装がされていない状態で、大変雨上がりは醜いものだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このような公共施設はたくさん合併して抱えております。これらをどのように将来に向かってやっていくのかということも含めて、先ほど教育長が答弁しましたこの検討委員会、例えばこの施設だけに限って言えば、文化財保護審査委員会とか、または社会教育委員会とか教育委員会とか、いろんな委員会もあります。これらの意見も聞きながら、そしてまた本当に、この費用対効果をどうして出せるものかというような分野も含めて、検討していきたいというふうに思っております。

先ほど申しました、ちょっと質問とは外れるかもわかりませんが、先ほどのプールの温水化の質問もございました。プールも温水プールになれば、大変、利用される方にとっては利用度が高まるということは十分わかっております。これらも含めて、費用対効果、利用度と、そしてそのかかる経費との問題ということに最終的になってくると思っておりますし。

例えばまだ、遊休的になっている施設がたくさんあるわけです。ちょっと考えてみただけでも、八幡生涯学習むらの陶芸の館であったり、または竜崎温泉の陶芸の館とか、ここの屋代ダム周辺にもたくさんの施設がありますが、これらも含めて全体を本当にお金をかけて適正に管理していくということと、本当に利用度が高まるということの精査を、これからずっとやっていかなければ、この周防大島町の財政がもたなくなるのではないかという危惧を持ちながら、考えておるわけでもございまして、それが服部屋敷に適合しているというわけではないんですが、ぜひとも、そういうことも含めた検討をさせていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） あれもこれもあるから何もできないのではなくて、やはり計画的な整備っていうものを考えるべきだと思うんです。一遍に何千万円も使うところばかりじゃないと思うんです。そういう点から、ぜひ整備をお願いします。

時間がないので、次にいきます。

暮らしの手帳については、これの印刷製本費で配布する1万1,000ですか、を印刷するのにおよそ600万円ぐらいかかる予定だということです。今、部長さんが官民協働でって言いますが、財政面から見ればこれは民民です。立派な、民間だけで、町民の財源だけでつくっていく

という。町が必要だと思ったものを民間からと言いますか、町民から集めてそれをやるっていうやり方は、やはり自治体の行政のあり方として私は違うと思います。

主体的にはやはり町が、それが必要だと思うのであれば予算化して、それを作成していくということが本来のあり方だと思います。地方財政法の割り当て寄附の項目だとか、27条の市町村が町民に転化できない財源だとか、あの辺の凡例も読んでみましたが、これとはちょっと当てはまらないような気はします。違法ではないとは思いますが。だけど、主旨からすればやはり、本来は行政がやるべきことを町民のお金でやるという、そのやり方についてはやはり多くの方が疑問に思っておられると思うし、それはやめるべきじゃないかと思えます。

この契約書によると、第10条に契約期間として平成32年度の末、3月31日までが契約期間ということがでしたが、これあと何回ぐらい発行する予定ですか。広告に頼るんじゃなくて、町の予算としても執行するべきだということと、その契約期間のこと。発行を32年まで、例えば毎年発行するのか、もう1回か、2回なのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） まず、町民に負担を求めるのではなくて町で負担してということですが、近年の行財政改革の一環の中で、例えば本町でありますれば、窓口で配布する封筒に企業広告を募集して、それで経費を軽減して配布をするというようなこともやっておりますし、他の市町では施設名に企業名を募集するネーミングライツというようなこともやっております。そういったことで、行財政改革の一環ということの取り組みということも、今回の暮らしの便利帳の発行に関しては、そういう観点も含めて行おうということにしております。

それと、協定の期間のお話でしたが、今回発行する暮らしの便利帳は3年間利用するという予定にしております。その3年間はつくらないよということになります。なんでその3年間を協定の期間にしているのかということですが、今回つくる暮らしの便利帳は紙媒体のものと電子媒体のものがございまして。要は紙媒体のものは秋までにつくって、それを全戸世帯に配布するんですけども、電子媒体、要はPDF形式とかそういったものになろうかと思うんですけども、それは町のホームページとかでも公開をしていきます。

ですから、紙媒体のものについては1回つくってしまえば修正とかができませんけれども、電子媒体については修正することが可能ですので、例えば町の窓口の情報が変わったとか、手続の方法が変わったという場合には、電子媒体についてはその情報を反映することができますので、この平成32年3月31日までの期間であれば、その電子媒体の情報の修正もサイネックスのほうですという意味での平成32年3月31日までの協定の締結期間ということになっております。ですから、平成32年の3月31日までに何回も発行するのかということでの協定期間ということではございません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今、行政改革の一環なんだと言いました。そういう御答弁でしたが、今年度の当初で町長の施政方針の中に、今年度を行政改革の元年にするんだという、そういう説明がありました。私は、町民負担をかけないのかと、増やさないのかと言ったら、それはしないというふうに答弁されました。これは立派な行政改革で、町民からじかに集めて、しかもお金を出した一番安くても6万幾らです。一番高いのは75万円。事業をたたもうかと思いつたところへ6万円出せとセールスマンが来たというような方もいらっしゃいました。

それはやっぱり町の封筒で来たので、これは出さんにやいけんもんじゃろうかと。そういうものだったんです。そういう町民の方の暮らしを直撃するような6万円もの広告費を徴収して、町が必要だと思う冊子をつくるっていう、それはやっぱり、私は断固間違っていると思います、そういうようなやり方は。そういう意味で、今後も同じようなやり方で行うのか、その場合やはり、町民に対しては強制ではないと、町の封筒で送っているけども、全く強制ではありませんよということ徹底していただきたいと思えますけれども、その点。

それから、もう一つ、この作成費の600万円を広告費で足らなかった場合はどういうふうになるのか。それは協定書にはなかったですけど、それはどういうふうな取り決めになっているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 広告費で足らなかった場合はという御質問でございましたが、6月14日現在で今のところ84社の方と御契約をいただいているということで、この契約で発行費用が賄えるめどは立っているというふうな情報はいただいております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 今回、初めてのケースなんですけど、今後この方法をとるのかということについては、まだ今後のことなんでわかりません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 時間がなくなってきましたので次にいきますが、艦載機の移駐については、やはり町民の方、特に三蒲とか屋代それから沖浦方面の方々は、本当に爆音で苦しめられています。そういう方々の実態と言いますか、それは椎木町長は把握していらっしゃいますか。短くお答えください、短く。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 騒音の公式な今の把握の仕方と言いますと、やっぱり騒音測定器でもって把握をするということになっております。その個別に全ての地域を騒音の測定器をつけているわけではございませんので、今ここで言いましたら、三蒲の地区と久賀の地区と浮島の地区に騒

音測定器は付いております。それで、このたび要望しているのは、この屋代地区とそして伊保田地区に要望を出しております、できるだけ早く設置をいただくように要望をしています。

この測定器がなければ、正確なその騒音測定というものができないので、私が把握しているのはそういうことでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 町長の、地域振興策による交付金があるから艦載機の受け入れを表明するんだという考え方が、町民の方々の思いとは違う場合は、私は大いにあり得ると思います。今、騒音測定器と言いましたけれども、今のW値の騒音測定方法では、やはり今の三蒲地区や沖浦、屋代地区の方々の爆音の実態を図ることは、私は絶対できないと思います。やはり、そのジェット機というのは爆発的なブオンと大きな音を出したりもするわけですから、そのときのそういう実態の声を生で町民の方から聞いて、本当に地域振興策とそれがあるんなら爆音を我慢するっていうお考えの人がいるのかどうか。

昼のテレビでも、岩国の市役所の前で若い女性と言いますか、お母さんだと思いますが、なんぼそういうものがあっても、自分の命の危険がさらされるんなら私は嫌だというようなインタビューに受けての発言していらっしゃいましたけれども、そういう方々は私は結構いらっしゃると思います。そういう場合、住民の説明会を開くとか、あるいは住民投票条例をつくって、その住民の方の意見を聞くとか、そういうことを検討するのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 1月20日に示された騒音予測コンター図で私たちは今、W値70という区域の範囲を知っているわけですが、それによりますと、70ではあります騒音がひどくなるということは、今現状と比べて、現状のW値70と、そしてそれが移駐後に予測されているコンター図の位置から比べると、相当、周防大島町にかかっているということで、懸念を持っているということを申し上げたところでございますが、いずれにいたしましても、この周防大島町の態度表明はまだ行っておりませんが、岩国市が本日、その容認をするということが昼のニュースで流れまして、私も見させていただきましたが、岩国市がこの空母艦載機の移駐を容認するというのは、非常に大きな一つの決断であったんじゃないかというふうに思っているところでございます。

仮に、岩国市が容認したことによって移駐が始まると、周防大島町のことは別にして、ということになれば、今の予測コンター図のようになるのではないかという懸念は持っておりますが、そうなるのであれば騒音などによる負担が増えるということになりますので、その負担以上の、さらに魅力的なまちづくりにつながるような支援策はぜひとも必要であるというふうな考えを持っているわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予測コンター図で全てを頼ってはいけないと思います。先日から、我が家の上空をいっぱいジェット機飛んでます。ずっと、安下庄のほうへ海のほうから抜けています。コンター図には私のうちの上を飛ぶようなコンターはなっていないけれども、そんなコンター図のとおりには飛ぶわけがないです。もっと実態を見なきゃだめです。そして、町民の皆さんは口と耳とちゃんとあるんですから、町民の有権者の方と町民の方と対話をしていって、実態をつかむってことのほうが、私は最も人間的な方法だと思いますが、今の町長の答弁はとても残念です。

まだある。（「あります」と呼ぶ者あり）

最後に、学校のことだけ短く伺います。済いませませんが短く答弁してください。

説明会では小学校の統廃合について考えてないというふうに説明されたと思います。間違いな
いですか。

しかし、この公共施設の管理計画では、小学校との複合も視野に入れて、小学校の統廃合も計画すると。これ町民の方に説明した内容と全く違うと思うんですけども、どっちが本当ですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 小学校の統合は全く考えてないという言い方はしてないと思います。

必要に応じて働きかけていくというような形の説明をしたと思っておりますけど。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうすると、小学校も進めていくというふうに理解して、必要に応じて進めていくと。この計画書には小学校の統廃合も計画していくというふうになってるんで、そういうふうに理解します。

それから、平成40年に大島中を統合するということについて、説明会などで保護者の方から出されたのは、それなら今、保育園とか幼稚園とか、小さい子を持っているお母さん方の意見も聞くべきじゃないかと、それも聞かないで、もう40年に統合してしまうというような、そういうのはおかしいじゃないかというような意見も出されたと思います。

今回のこの統合で、盛んに、平成19年に諮問に対する答申が出されて、それによって行っていくというような説明をこの説明会でも教育長されてきました。しかし、教育委員会の諮問機関の答申は教育委員会に出すんであって町民には関係ないことです。それを何か、いかにも住民の皆さんに関係があるかのように、どこに行ってもそれを説明するというのは、私はなんて言うか、行政の仕組みを無視したやり方で、本当に統合ありきという印象を、そういうやり方で住民の皆さん方に印象づけてきたんではないかというふうに思うんです。

平成40年に大島中をなくすということをやるとすれば、もっと話し合いをもとに戻して、

小さなお子さんを持ちよる人たちにも、保護者にも話を聞くと、話し合うということを最後に伺って質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 短く申し上げますけど、平成19年の統合方針をどうするかというのをまず教育委員会で検討して、その後、アンケートをとったという流れです。

それから、2月22日、全員協議会で話したときは、第1案が一括で1校に統合する、第2案で段階的統合という案を出したと思います。教育委員会の中では、教育論だけでいくと一括統合がいいんじゃないかと判断しておりましたが、町民の代表である議会の方々や町長さんの意見も反映して、段階的統合をとった段階です。

40年のときには当然議案が出ますから、そこでもう一回、その議案を出すかどうかの議論はあろうかと思います。（「何で今出す必要ない」と呼ぶ者あり）今、出す必要ないというのは、やはり教育委員会として現在予想できる範囲で将来図を出すのは現在の教育委員会の責任だと思っておりますので、出させてもらいました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は、6月27日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時03分散会
